明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

明治廿一年五月創刊

毎月一回二十日發行

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.

No. 4. April, 1907.
VOL. XX.

監獄協會雜誌

明治四十年
四月二十日發行
第貳拾卷
第四號
監獄協會發行

第二十卷第四號目次

○論　說……（一頁）
●現今社會に於ける二大勢力……ルーシー、エム、ホール孃
●犯罪婦人と辯解……（一頁）
○寄　書……靜　陵　生
●偶感……宇野霞山
●累犯者と戒……（三一頁）
○救護事業……（三四頁）
●釜南免囚保護事業
○統　計……（三四頁）
●明治四十年二月末日現在全國囚人罪名別
●明治四十年二月末日現在全國在監人員監獄別表……（三八頁）
○雜　錄……中村久香
●元在監人の述懷……大西辰衛
●三日旅路
●遊廓及娼樓の缺點及改良に就て
●栃木分監の火災
●樺戸分監の開廳
●典獄會議
●救世軍大將來る
●遺留金の處分に就て……（七八頁）
○質疑應答……（七九頁）
○監獄協會記事……

第二十卷第三號目次

○論　說……（一頁）
●刑法に對する舊學派と新學派との比較及び其應用に就て……勝本勘三郎君
●刑法改正案に就て……水谷敬生
●刑法改正に對する希望二三……堀川生
●刑法改正案に付て……渡邊武直
●刑法改正案に就て……松島四郎
●心神耗弱者及瘖啞者の行爲に對する刑責の有無……村田他家吉
●刑法改正案に就て……杉本良雄（五〇頁）
○寄　書……（五〇頁）
●遇囚の要訣……刈屋哲公
●監獄製作品を更に善用せよ……自　條　子（五五頁）
○統　計……監獄に於ける肺結核死亡者の增加……進藤正直
●月末現在全國在監人員表
●月末現在全國囚人罪名別表……（六三頁）
○救護事業……免囚保護奬勵費大削減に於ける吾人の光榮……安藤北舟
●京都感化院の近況……監獄子
●靜岡縣出獄人保護會社總會……金原翁の半面……（七三頁）
○雜　錄……露國極東監獄の實況
●在監人及出獄人の坐右の銘
●死刑及徒刑囚の減免並加重數
●花柳病と刑法
●庶子私生子の數と刑法修正請願
●米國に於ける犯罪の增加
●行賞賜金と犯罪
●韓國の減刑令
○監獄協會記事……

監獄協會雜誌第貳拾卷第四號

論　說

現今社會に於ける二大勢力

基督教界の二潮流社會歷史の二大勢力として現今社會に認識せらるゝものあり一は萬國基督教青年會の事業にして一は基督教を本據とせる救世軍の事業是れなり、今此二大事業の性質を闡究するときは各其旨義とする所基督教の榮光に信賴するは其軌を一にすと雖も其目的とする所のものは各特有のものありて存す、一千八百二十二年英國僻遠の地に生れたるジョージ、ウヰリアムスなる一少年は長じて二十歲甫めて倫敦の某商舖に入りしが親しく交れる傭人の狀態は甚しく懦弱に陷り華美に耽るを目擊し之を改良せんとは人道の要義に協ふものなるを信じ店員を誘導し聖書に賴り若くは祈禱に依り精神狀態の改良に竭し竟に二十三歲の時同志十二人と共に基督教青年會なるものを組織せり之れ現今世界に一大勢力を有し瀰々發展しつゝある萬國基督教青年會の起源なりとす爾來青年會の旗幟は正々堂々歲月の經過と共に曖々として遍ねく都鄙に響き國又海を超へて世界を聳動せり而して此事業を遂行する方法は宗教なり勃育なり體育なり將又社交の四大要素なりとす故に宗教を以て誘導するのみならず夜間に於て學科を授け講演會文藝會討論會を開き圖書館新聞雜誌縱覽所を備へ、體操術を教へ游泳場浴場端艇自轉車若くは郊外散策に依りて體育を奬勵し或は音樂會講談會遊戲室ありて社交に練熟せ

しむることゝせり。而して青年會は歐米人士の異教國を以て目せる我國に驥足を伸べ夙に同盟進取の約を結び現に東京其他に大會を催ふし盛に講演討論以て社會的に墮落しつゝある青年を矯正せんことに努めつゝあり大會に列する委員は二十五ヶ國の名士なりと云へば其勢力の偉大なるを想像し得べきなり。救世軍の大將ウヰリアム、ブースは千八百二十九年即我文政十二年四月十日を以て英國のノッチンガムに生る。ウヰリアムの父は富裕なる紳士なりしが諸種の事業に失敗しウヰリアム十三歳の時他界に逝けり、父を喪へる彼は悲嘆久しかりしも信仰敬虔に富める母は能く彼を指導したる結果は十五歳の時涙と共に罪惡を悔ひ肉體靈魂の一切を基督に獻げんことを祈れり而して彼の腦裏に印象せしものは「救はれたる者は他人を救ふ爲めに生くべき事」たりしなり同時に之を實行せんに先づ貧者犯罪人、博徒、無宿者、墮落婦女等を救濟せざるべからざるを悟り自ら奮つてノッチンガムの貧民窟に入り日々夜々傳道を續け不道德の境涯より脫却せんことを促し豫期以上の効果を獲たり後美以新派の傳道者となり多年此業に熱注せしが或事情の爲めに美以新派との關係を絶ち「東倫敦傳道會」なる旗幟を樹て弱者救護の一運動を開始せり之れ即千六百六十一年なり美以新派と絶ちたる彼は先づ東倫敦貧民窟に投じ親しく貧者の聲弱者の叫を聽き救靈運動の本色を發揮せり千八百六十八年以後各地の救會會堂等に出入し其宗派の何たるを問はず機會の許す限り夫妻相携へて東奔西走嚮導者たる義務を盡して始終渝ることなし同年秋期の報告に依れば東倫敦傳道會の運動方法は野外集會、訪問、聖書及救の靈的冊子の販賣、聖書の講義、信者竝禁酒者の集會、晝夜學校日曜學校讀書室其他パン肉類肉汁若くは少許の金錢を與へて飢饉み恤み病者を救ふ等諸種の方面に力を盡したるを知るべし之れ救世軍の前身なり而かもブースは之に滿足せず千八百七十七年傳道會は斷然「救世軍」なる名稱を冒し嚴然たる軍隊の制度組織を採用し救世軍！之れ救ひを世界に及さんことを目的とする人々の、軍隊組織に據つて團結したる名稱なり。若し國民を奴隷の境涯より救ひ之に自由を與へ、又は敵國と戰ふに際し軍隊を編成するを合理なりとせば、罪惡の奴隷となれる人民を解放し、之に自由を得せしめ、又惡魔を討つに有力强固なる軍隊を編成することも亦合理なり」と標榜し規模を擴張して事業の上に著しき進步を見るに至れり。ブース大將は旗幟を飜して將に我東京に入らんとす翁の事業は東倫敦の貧民窟に起りて英蘭に迨ひ今や東西兩洋の地到る處として軍旗の樹立せざるなきの盛況を呈せり翁の救靈事業は敬虔に富める同情に輝ける信徒の手を藉りて最も廣く最も多くの効蹟を斂めつゝ進捗せり試に興味ある最近の統計表に據り其梗概を披瀝せんか救世軍の活動せる邦國及殖民地の數五十三、同軍の活動範圍に在る「社會事業部」の數七百五十一、簡易小學校の數四百八十七を以て數ふるに足れり更に同事業の內容を細かに探査すれば「安宿及安料理店」の數男子部女子部を合し八十九、男女勞働者宿泊所百十二授產場又は勞作場の數百十四、勞働紹介所四十七、出獄人救濟所十五、感化院（酒癖者）三、青兒院又は兒童ホーム四十六、婦人救濟所百七其他妊婦病院貧民救濟所農業授職所病院實業學校村落銀行の如き精神的に社會的に墮落せる者を必要に應じ救護すべき機關の設備を爲せり隨つて活動せる同事業の爲めに同化せられたる者極めて多く其重なるものを擧ぐれば去一年間に宿泊所に於て宿泊したる者五百六萬九千六百餘人、授產場に於て職業を得たる者四萬二千餘人、勞働の紹介を得たる者三萬三千八百人餘、出獄人を收容したる數一千六百九十一人其中自活の道を得たる者一千五百四十二人、婦人救濟所に收容したる數六千六百二十二人其中安全に其所を得たる者五千五百五十四人に達するの成蹟を擧ぐるを得たり其事業の規模の大なる効果の著しき驚くべきにあらずや救世軍の事業に依りて救拯せられたる數は斯の如し若し假りに之を救護し得ざりしとせば其結果は何如、不道德の嫩芽は生長し罪惡の卵子は孵化し罪惡は罪惡を產出し其毒害の暴殖測り知るべからざるものありしや必せり吾人の觀て以て現今社會に於ける一大勢力なりとする所以亦之れに存するを解し得べけんや

既に逃べたる如く前者は今方に東京其他の地に集會を開き上は紳士紳商より下は名もなき幼男女の歡迎を受け同盟を結び異敎徒と目せる佛敎大會の決議に就れる歡迎を得豫期以上の敬意及歡迎中の最も豫期以外なるものと感謝しつゝあり之れ神の博愛と佛陀の慈悲の結合にして異名同體なるを認識して餘りあるべきを信するものなり基督敎萬國青年大會は我國に於て佛敎大會の歡迎を得て佛耶大會と變質せるの觀あり基督敎青年會の爲めに賀すべきにあらすや嘗に基督敎青年會の爲めに賀すべきのみならず佛敎徒の雅量を示すべく機會を得たるものとして之を賀すべく否世界萬國の幸福として同事業の垂るゝ効果を歡ひ受けんとするものなり是に於て吾人は後者救世軍の總督ブース大將を歡迎することの一層盛大ならんことを望む大將の事業は前者に比し其事業の範圍廣く在來の慣例傳說を擺脫し一切の虛禮儀文に告別し摯實剛健勇敢なる神の軍隊として血と火の軍旗の下に萬人環視の活戰場に罪惡の巨人を挑戰せり大將以下其配下に屬する軍人の自ら處すること薄く他に施すこと厚く廣し有名なる文學者ウオーター、ベザントの救世軍人を論じたる一節は最も其間の消息を示したるものと謂ふべし曰く、彼等は軍人に服從し軍律の下に働けり彼等は貧乏なり極めて寡き手當に衣食し毫も餘裕なるものなし年中間斷なく働き、劇しく働く程更に劇しき勞働を要する地位に擧げらるゝものなり彼等は名利の報酬なく清貧なる家庭に簡易なる生活を營み然かも往々亂暴なる人々の妨害を免れず彼等は一切の榮華と安逸とを犧牲に供する者なり若し軍用金の收入なき場合の如きは神を知り給ふ、彼等の或者は一週或は其以上も一片の金錢なく過すことあり彼等は何の爲めに斯る苦勞を爲すか之れ唯救主に對して之を爲す其他に理由を認むるを得ず云々之れ實に事業の骨子なりこれ即ち事業奏効の素因なりと斷言することを得ん吾人監獄事業に從事する者直接に間接に救世軍の事業に負ふこと鮮からずブース大將の來遊は上下社會風敎の上に稗益あるを疑はざるのみならず吾人事業の上に利益ある材料を供給し罪惡の巢窟に突擊するの効果の甚大なるを豫期するものなり前者は現に我國に來りて其信ずる所を遂行しつゝあり後者は將に其緒に就かんとせり吾人の後者に就て所信を述ぶるの多き亦之に外ならず

（四月十日稿）

○犯罪婦人と酔癖

ドクトル、ルーシー、エム、ホール嬢

北米合衆國「マサチユーセツツ州」婦人懲治監元典獄たりしドクトル、ルーシー、エム、ホール女史は客年十月我國漫遊の途次當地在留全國領事ハリス氏の紹介を以て當監女監を參觀し予と婦人の犯罪に對する交談を爲したることありしが頃ろ一小冊誌を送付し越せり譯して一讀するに女史が仝監に於て爲したる觀察意見にして婦人に對する酒と犯罪との關係を研究するに大に參考とするに價値あるものと認めり左に揭げて一讀に供す……長崎　杉野喜祐譯

婦人に於ける酔癖及其原因結果

先以て余が意見たる此記事の基礎を構成すべき論據を左に擧げん

第一余が今從事せんとする該婦女等が主觀的又は客觀的を論せず其誘惑に陷り遂に嗜酒者となる事由は如何

第二身體の機關に於ける「アルコール」の作用幷に精神的及實體的に表明する妨害の合併力

余が第一の表題を提出するは是余が一層必要なる事件なりと信じたる所以なり今日の醫師に於けるも其最も誠實なる最も高尙なる働きを爲すは即ち其疾病の發生する勢力を抑制するにあるなり而して此方針に於ける總ての成功すべき盡力の基礎も亦均しく吾人が抑制せん爲めに探究する其事由は如何にして發生するかを知るの智識に待たざるを得ず蓋し人家又は其同所等に於て「デプテリヤ」或は「タイフオイド」熱の發生を來すべき汚染の原因を發見絕滅するものは單に該患者を治癒せしむるものよ

も遙か善良なる働を爲すものなり醫學界に於ても固より此酔癖の大問題を以て豫防法上一層必要なるものと假定し居るなり如何となれば元と酔癖たるや生來の惡習なるか或は遺傳又は偶發にせよ神經機關の病的作用に歸するか或は種々の原因の合併に依り發生せしか何れにしても遂に自ら病的嗜酒癖となると斷定し而して其病源の狀況等に歸する熟考は總て吾人に要求すればなり況んや該狀況の結果は唯一個人に止まらず該酔癖者の子孫に傳播して其身體機關に損傷を生じ極めて幼少時代より已に攝養法を破壞したる人類を充たし以て世界を煩はすに於ては豈に斯く廣く蔓延且つ繼續すべき惡幣に對する豫防は他に倍加の必要を感せざるを得んや抑も「健全ナル身體ニハ健全ナル精神カ宿ル」てふ各自の生活權を該酔癖者の子女等は其兩親の惡習の結果屢々衣食に缺乏し喧噪擾亂の中に不愉快に生活し寒暑雨露且つ慘酷なる毆打面かも重に頭部の打擊に曝露せらるゝなり略言すれば彼等生來の缺乏に尙ほ其生後の周圍の有害物を附加するものにして之れ即ち吾人が屢々其缺點の原因には疑問を存し注意を喚起する所なり余今茲に實驗を記述せん扨て八十二名の酔癖既婚婦人の內三十二名は各頭部に一乃至二十の瘢痕を有するを發見せしが該負傷は總て酩酊したる各夫より受けたることを確證せり而して該夫たる者も又常に其對抗者即ち該妻より抵抗を受け無難に脫るゝこと能はずと想像せらるゝなり而して斯る慘酷の內に最大の被害者は常に子女等なり尙又檢するに百十一名の酔癖の母（其內八十三名は酔癖の夫を有する者）より出產したる四百八名の子女の內二百二十七名の過半數は極幼時にて早死し而して該生存者の多數は生活上只微弱なる資產を有する幼兒なることを發見せり

衛生法の原理より見れば該酔癖の結果は餘り普及複雜にして茲に十分に說明するには餘り煩勞を感ずるなり蓋し此大なる害惡の原因を尙ほ十分に理解するには隨分大なる働を仕遂げざるを得ず隨て其事實の各探究者は各自の特別なる場面に於て其材料即ち該酔癖の豫防上又は抑制上に付一層能く指導し且つ有効なる働の基礎を發達すべき材料を徐々に集積する樣耐忍勉勵せざるを得ず此目的を遂行する爲め働きつゝある諸子の一助にもならんとの希望を以て余は可成正確を旨とし左の數項の調查に盡力せり

第一飮酒の習慣を實際形成したる年齡

第二飮酒に導かれたる交際誘引物等の關係

第三其當時に於ける狀況職業及居住人の場所

第四最初飮用したる酒類

第五彼等の常に飮酒したる場所

第六遺傳の影響

扨て余が調查を遂げし二百四名の入場婦人の罪名等を擧くれば百三十二名は酩酊の罪五十六名は貞操及風俗に對する罪十六名は財產に對する罪なり又彼等犯時の平均年齡は三十年六ヶ月其內六十五名は三十年乃至四十一年四十九名は二十五年乃至三十一年三十四名は二十年乃至二十六年三十名は十五年乃至二十一年にして其殘餘は四十年以上のものなり又五十六名は初犯四十一名は再犯四十二名は三犯二十六名は四犯なりしか老年の者の多數は自分等の宣告されたる犯數を告げ能はざりし彼等の內一名の婦人は百度以上の宣告を受けたりと思考すと云へり而して七十三名は一旦結婚したるも其夫と離別したるもの七十名は獨身のもの三十九名は有夫者二十二名は寡婦なり

彼等酩酊すべき酒類の飮用を始めたる年齡は二十七名は十歲未滿の時十一名は九歲乃至十五歲の時七十四名は十四歲乃至二十一歲の時三十七名は二十歲乃至二十六歲の時三十三名は二十五歲乃至三十一歲の時十九名は三十歲乃至四十一歲の時三名は四十歲乃至五十一歲の時にして其平均年齡は即ち十八歲三分の一なりしが彼等牢數以上は二十一歲未滿又三分の一以上は十五歲乃至二十歲の未だ思慮なき

年齡に於て酩酊の習慣を形成したるものなり

又彼等百三十二名は交際上不得止酩酊の習慣に陷りしと云ひ四十七名は酩酊すべき酒類を自ら愛飲し始めたりと自白し十一名は素と放恣の理由として酒亂するに至りしと又十四名は多少の罹病中に飲酒を始めたるものにして彼等の酒慾は醫師の投與したる刺戟劑の飲用より起因せしことを確證せしが余か此事を記述するの實に遺憾に堪へざるなり或は父母夫或は親友より藥劑として勸奬せられたるものもあるなり又百三十二名は女子の友人と二十八名は男子の友人（內二十名は本夫）と三名は男女兩性の友人と七名は單獨に飲酒し始めたるもの又數名は或は工場に於て同僚と小食の際麥酒を飲用せしに起因したるものもあり

飲酒を始めしときの狀態に付ては百十四名は獨身者七十二名は有夫者八名は離婚したるもの十名は寡婦なり又四十八名は家事に從事せしもの四十四名は製粉場に十五名は靴工場に働きしもの又百九十七名は市內に七名は田舍に住居せしものなり

初度飲用したる酒類に付百二十八名は麥酒三十七名は「ホウイスキー」（最初ハポンス製にて用ひたるもの）二十名は葡萄酒八名は「ジン」にして而して十一名は最初飲用したる酒類を記臆し能はざるものなりしが彼等の多數は强壯劑として世上に能く知られたる「トニック」（ホップ砂糖水及炭酸の混和物）を最初飲用せしより飲酒の習慣に陷りしと斷言せしが該飲料たるや夫れ自體は無害物なるも强精の酒類を放飲するものと同席に於て其を飲用するときは忽ち麥酒又は他の酒類を附加せられ終に其機に乘せられて該惡習を形成するに至る又九十一名は自宅に於て四十九名は友人の宅に於て六十四名は客舍に於て飲酒を始めたり

父の關係　六十七名の父は既に死亡し居り其內二十四名は肺癆四名は心臟病二名は腎臟病一名は癩癘一名は神經痛一名は自殺にて死亡し其他の原因は知るを得ず又五十六名は暴飲家八名は非常に神經家

三名は發狂人なり

母の關係　三十七名は既に死亡し居り其內二十一名は肺癆三名は心臟病一名は癌腫一名は癲癇にて死亡し三十一名は暴飲家二十五名は非常に神經家三名は發狂人なり

兄弟姉妹の關係　十五名は肺癆二名は心臟病にて死亡し八名は發狂人なり

祖父母の關係　四名は肺癆三名は心臟病にて死亡し二名は發狂人なり

伯父母の關係　三十二名は肺癆一名は癌腫一名は心臟病にて死亡し二十名は發狂人なり

右調査したる百名の內唯八名を除くの外總て其家族に於て一個或は以上前記の事情を有せざるものなりしと而して一名の女子の如きは非常の神經家にして而かも勉勵家なりしが其兩親も其に甚しき神經家にして又一名の祖父兄弟及伯父は發狂人又二名の兄弟は愚鈍者なりし又茲に左の件を附記すること興味を與ふるならん

該銘酊婦女二百四名の內百二十六名は他罪の違犯者なるか其內唯十六名のみ飲酒習慣の日附前に初めて罪を犯したるものなり而して五十三名は日中に嗅き煙草を用ひ（之ハ重モニ、マサチユーセツツ、ニ於ケル製粉場ニテノ習慣ナリ）四十三名は　法に依り該嗅き煙草を用ひ三十九名は葉卷煙草を三名は阿片煙を用ひしものなり然るに其害惡なる最後の阿片吸煙は現に、ニユーヨーク、及當國西部の諸市に迅速に進歩しつゝあるものなり又、ボストン、に於ては未だ初步なれども或は該害惡の速かに傳播せんことを恐る六名は既に阿片卽ち「モルヒ子」の皮下注射を使用したるものあるなり

國籍の關係　六十七名は愛蘭人と亞米利加人の雜種十七名は亞米利加人七名は黑奴七名は亞米利加にて產したる他國兩親の雜種人二十二名は他國にて生したるものなり而して愛蘭人の內四十五名は幼時に渡米せしものなるが其以前には決して酩酊すべき酒類を飲用せしことなしと云へり

抑て「アルコール」飲用の習慣的体系に關し確實なる結果を決定するとは困難にして寧ろ出來難きことなるべし然れども實際其使用に隨て漸々大飲家となるの結果は極めて明瞭なるものなり「ボエム」云へるあり「アルコール」は魔睡藥の如く永く使用後身體の機關に永久堪へ得べき變化を存する者なりと蓋し該變化は綿密なる解剖家に於ても發見すること難からん然れども其の機關の堪へざる異狀に依て知らるゝなり而して該異狀の變化及作用たるや他の機關に於けるよりも最も巧妙紛雜なる腦及神經の組織に於て生したる變化及作用の如く永續的に顯著なるはなし或は該酔癖者に於ける病原の說明として「アルコール」飲用の作用以外に他の原因に歸すべしとの理由を屢付しあれども而も該酒類飲用の爲機關に於ける不幸致命の衰頽の證據は實に明瞭なるものなり

余は右注意せし事件を四項に類別せり而して各項共其代表すべきものゝ外尙各類の範圍の變化を表示するものをも包含せしめたり

第一項　或る婦人に於ては精神感動の不安定なる狀況が先づ顯はれものなるが該婦人は屢々精神を挫折し隨て悲歎し易く又慰籍し易し而して極めて些細なる事情に因て煩腦激動するが故に總て彼等活潑なる風潮を防害せられ相互に不調和の關係を有す是畢竟一部は體形組織上に於ける「アルコール」の作用より生し又一部は該婦人等が已に陷んとする墮落の感覺と其身を刺衝する道德の反抗より生ずるものなり

第二項　余は此項に於て一層著して精神病に注目せり全體婦人は恐怖心且つ猜疑心多くして自ら過てり？信し皆人の已に反對するものと想像し隨て氣質は怒り易くして屢々抑制し難く道德の感やは混亂し善惡の知覺力は損傷偏傾し依て定めなき虛言詐欺を爲し誠實且つ貞操心の缺乏を來すもの是れ即ち該婦女の境遇を特表するものなり而して該婦女に於ては其智力の高ければ高き程益正路より分岐するものなり而かも該病者は已れ自ら容易に改悛し得ると信じ瞬間の遲疑なく爲すべく決心し而して

其悔恨が屢彼等に隨き纏ふ不幸に於ける卓越なる要素となるに依り其苦腦に對する耐忍力は活潑なるものなり依て彼等の目は常に不安の徵を示し顏面の筋は屢神經的に痙攣し又腸胃の疾病は該婦女に於ける普通症にて頭痛の殆んど常に伴ふものなり

第三項　余は此項を二つに別つべし其一は酩酊すべき酒類を永續に飲用の結果其生活力たるや漸次新中心點即ち大飲酒を以て生命を保持するの習慣を形成し而して此新生活力の强固に修整するに依て終に痴疾の狀態となるに至れり此種の者に於ては其可否を辨別する能力及び自己を制御する感覺に至りし吾人か承認する如き標準を普通有せざるものとして取扱はざるを得ず高尙なる性質は全然衰敗したるものなり該婦女は一朝犯罪人となるとも其犯罪の主意及程度の理解力は餘り有せざるものにして而して遲鈍なる性質のものに至りては前二項のものより苦腦に對する耐忍力は減少し感覺も極めて不活潑にして腦も神經も已に昏睡に陷りたりと見ゆ抑も該婦女は意志薄弱にして已れの失錯に付餘り後悔心配することなし吾人の人道を表すべき上帝の心火も該婦女の胸中には殆んど全く消滅したるに依り該婦女は下等動物と平列に迄沈墜し或る場合に於ては智力ある獸類以下に墮落したるものなり斯る病者は偶發病に依り生命を絕つにあらざれば永久に此狀態にて生活し終に全く發狂の有樣に陷るべし斯る病者に於ける體格組織は毒物に對し耐忍力を有すべく構造せられたりと見へ其營養機關が前項の患者に於ける如く活潑に妨害せられざるなり

尙一層甚しき神經質の婦女に於て余は茲に前例より甚大なる分岐點あるを認めたり該體形組織は無理なる且つ永續の刺戟に對して全く謀反の有樣となり該婦女は最早破壞墮落したるものにして其狀況は殆んど恒久的酩酊の狀態に陷り其禁制の中心は組織及作用に於て絕望的に障害せられたるに依て彼等は非常に激し易く何事なしに泣き或は讀め或は罵り又怒りを發し易く其怒るときは蒼白なる恐ろしき想貌を顯はすなり斯る婦人に對しては監獄の規律は退屈且つ堪へ難きものなり彼等は自分の情念又は

飲慾を制御すること難く彼自身も夫れを承知し居れり

該種の憐れなる一女子（彼は放免後數週間を經て再び入監したる者）過日余に云へるあり「自分は以來決して飲酒せざるべしと貴下へ申上げたり併し其際に於ても實は酒類のある場所に至らば自ら禁酒すること能はざることを覺悟し居れり然れども尚自分は愴に禁酒を試みんと思ひたれども而かも其の出監當日に飲酒し夫れより殆んど始終飲み續けたる次第にて自分に對し禁酒等は到底無用に付再び試みざるを決心せり故に寧ろ十年の宣告を受け度希望なりと」右は余が記載し得べき多數中の一事件なるが彼等が他の誘惑の爲に已に責任ある行爲の制限を通過し病的機關の支配の下に陷りしことは實に疑ひなき儀なり依て斯るものに對しては刑罰でなき保護即ち完全なる管理が必要である併し決して監獄又は癲狂院を以てす可からず如何となれば斯る連所に彼等を委托するは不正不義なればなり蓋し該婦女は常に身體に著しく病苦を感じ即ち頭痛は絶へざる徴候にして又頭頂は開閉しつゝ或は回轉しつゝある如く又額は紐にて緊め附けられし如く恐ろしき感覺を訴ふるものにて常に「自分の頭は狂ひ居る」と云ふなり是即ち彼等の細徴なる筋の痙攣及震動に依て注目せられ又該筋の弱く弛み居る故なり而して此有樣は絶えず隨伴するより體形が一般に低き調子なり隨て活力は追年餘程消耗し該病婦は實際より十年若くは二十年も老年に見へ而して働力及忍耐力も共に早や該老衰の狀態を現はし胃加答兒即ち胃炎、氣管枝加答兒又は心臟肝臟及腎臟の諸病等併發するなり依て該婦女の前途は偶々死ありて始めて其病苦を救助濟度せしむる有樣にて實に憐れむべきものなり

第四項に於て余は該婦女等が其良心の最愛の痕跡と愈々分岐し最早絶望の精神錯亂に沈淪したるものと認めたり彼等は寧ろ狂人に等しくて不安且つ不幸中に隣擾し偶々不意なる財貨及び所有物あるも縱まゝに暴飲暴食し實に仕方なく且つ不注意にも其待ち居る死地に自ら急進するものなり

該婦女二百二十四名（內二十名は不明）の內五十名は第一項に九十名は第二項に四十九名は第三項に二十名は第四項に屬するもの又十五名は未だ第一項にも達せず分類し難きものなり又七十名は嗜酒癖狂即ち多くの場合永き放恣の結果該則載劑に對し制し難き病的飲慾の犧牲となりたるもの又四十一名は犯罪の常時激烈なる酒精中毒五名は過飲累腦十一名は癲癇十五名は心臟病十六名は肝臟病十名は腎臟病十九名は氣管枝炎四十八名は子宮病二十一名は、「リユーマチス」五名は癆症四名は喘息に罹り居れり併し前記第一第二項の外は該病源が、「アルコール」なることを絶體的に示すこと能はざるなり

論說

余は終りに臨んで茲に著明なる數事實に就き注意を拂ひたる第一は勞働階級の女子等の多數は彼等幼少時より飲酒の習慣を形成し而して其社會の交際は殆んど皆其原因となるものなり左の談話は該女子等に於て幾度も反覆せらるゝものなり

自分は飲酒する女子等と仝伴するに及んで終に自ら飲酒するに至れり若し彼等と同伴同席せざれば決して飲酒せなんだであろう又現今も飲酒せんであろう

如斯我國の職工女子等が酔癖者と爲り或は同僚と共に公然酒店に於て飲酒することは實に大變なる事件にして彼等社會の基礎の最も卑賤なる狀態を示すものなり依て吾人は該多數の者が工場に於て勞働中飲酒し始めしこと及其三分の二は兩輩職工に依て其習慣を誘導せられしことを考ふれば當國の廣大なる工場は夫れ丈け飲酒及淫佚の習慣を形成し該多數のものを墮落に誘導する勢力を擴張する所の中心即ち聚合點なりと論結せざるを得ず故に該惡幣改良事業は我國の諸工場の如く必要なるは他にあらざるなりと信ず而し唯二三十年前に斯る社會の狀態を知りたるものに於ては目下該地方に流行する其惡弊及秩序には十分なる思想を及ぼし能はざる所ならん又既婚婦人の多數は彼等自宅に於て飲酒の習慣を形成したるものなるが元と近隣附合ひの爲飲酒家より「ビール」を持參或は迎へられたるを始めとし相互に飲み合ひ忽ち一般に放飲するに至りたるものなり現に此近隣に其傳染病毒の中心と看做さ

れたる一名の暴飲家たる老婦存在し居れり又幼時より飲酒すべく成りたるものは隨分古き話なるが最初年長者の大盃より小盞を試み又は風邪或は痼痛毎に熱き「ポンチ」（精酒に水及砂糖を混和したる飲料）を飲用し未だ危險なることを知らざる前途に大飲者となりたるものなり

如斯最初に使用せし酒類は通例「ビール」なり（併し該「ビール」飲用が却て暴飲を防止したる僅かの場合もあれり）如何となれば唯三十七名は「ウイスキー」を以て始めたるも他の百八十一名は悉く「ビール」なり又數人は稀に薄荷油若くは「コロロホーム」を加合飲用せしに依り一層猛烈に其渇慾を狂發せしむるに至れり依て斯る飲料は最初安樂且つ些細のものと見ゆるも酔癖となる初歩にして即ち一般の刑具なるものなり

該酔癖婦女の目下の狀態に關しては前段示したるもの之なし而かも第三項及び第四項の者に至ては最早一名も德義の制限を通過せざるもの是なり彼等に對しては監獄の墻壁及鐵柵より放免するは唯彼等の邪惡なる情慾の最も賤しむべき束縛に再入するものにて即ち監獄より酒店へ酒店より溝渠（飲食慾の爲め身代を消費する義）へ溝渠より又監獄へ戻ると云ふ順序は彼等生存上通慣的荒涼なる軌道にして其戻る毎に彼等は益望みなく益墮落し居るなり斯る有樣なるに付彼等入監中は御蔭を以て快復し或は有用の者となるかと認めらるゝも放免後再入の節は以前より段々下賤に赴き終に悲哀なる結果に陷るのみ故に一層賢明なる且つ仁慈なる方法に依り該不幸なる賤婦を保護せられたし而かも決して刑罰又は不必要なる侮辱ならずして彼等の改善には積極的且つ永續的に完全適實なる監督且つ管理法に依て保護せらるゝの日あらんことを希望して已まざるなり蓋し彼等を適當且つ有効に保護し該急迫の墮落を避け得べき方法は唯此一法あるのみなればなり而して能ふべくんば其飲酒に誘導する該勢力を防止せよ左もなくば賢明仁慈なる且つ完全不斷の監督保護に依り更に該酔癖に自ら墮落するものを防禦すべし

抑も醫學界及夫れ以外の社會に於ても恐らく此酔癖の病源論及該酔癖者の管理に關する事件の如く多數の議論を生じ且つ其意見の多岐に亘り居るものはあらざるべし併し該意見を總括すれば病的即ち物理論と及害惡即ち倫理論の二題に合成せらるゝなり近來迄後者即ち倫理論は殆んど問題外に冷遇せられ又前者即ち物理論も最初は基礎なき怪異なる論說と見做されたるも現今に於ては總て問明國の同感に卓越學識ある人物を網羅し誇り居れり即ち「サー、スペンサー、ウェルス」「サー、ジョージ、バロ」「ジー、エス、ブリストー」「カーペンター」「フハーカーソン」「カメロン」の諸名醫其他多數の諸輩を茲に引用せん

同協會長カー博士曰酔癖は概ね体形狀態の關係より來るものなり他に如何なる狀態があるとも恰も中風癲癇又は發狂の如く即ち一種の病的たることは明瞭なりカーペンター博士曰く余は之には別に問題を有せず道德家に於ては彼等が欲する如く何とでも云ふが宜し併し我が醫學界に於ては該酔癖は一度其習慣に陷るときは全く道德管理以外の病的なることを能く承知し居るなりドクスデール博士曰く酔癖は一種の病患であるとは一點の疑も之れなし依て病患として管理せざるを得ず「ニューヨーク」府前市長エー、オーキー、ホール氏曰余は十二年間「ニューヨーク」府に於て檢事の職を奉じ居り其間數千人の酔癖者に付觀察を爲せしが該酔癖は即ち一種の病患なることは毫も疑を遺さゞるなりゼークープール博士曰余は該酔癖の患者を治癒せし醫師にして該酔癖は即ち病患であることをば何故疑ふかの理由を解し能はざるなり「ボストン」府アルバート、デー博士曰昨年中本國醫學協會に投せられたる書類の多數は既に吾人の此病的理論に同意を表し居れり

蓋し本件たる斯の如き意見にして斯の如く當局者の同意ある以上は最も注意深き考慮を要すべく確かに價値あるものなり然れども又他方に於ては隨分反對意見を有する醫師道德家仁者及法官等之れあり彼等信ずらく該酔癖者は其行爲には十分に責任を有するものにして隨て夫れに應じ彼等を管理すべきものなりと

該酔癖者の責任の程度は其身分卑賤の多少の度に關せざるを得ず吾人の極めて單純なる働に於ては內外より相結合倚賴する要素の關係を最も複雜なる順序の促成力に歸し該各個の限りなき變化を解剖するは全く吾人の力の及ばざる所なりとす依て吾人は已むを得ず其行爲を爲さしむる支配力即ち特別の潛勢力に之を歸せざるを得ず而して該特別の勢力の下に多數の人が該行爲を反覆遂行するならば夫れ丈け該勢力の下に等しき結果即ち多數の酔癖者を生ずる儀と所定するを得べし

扨て余の特權は酔癖の習慣ある婦女の犯罪に陷り入監せられたる者に付多く研究する所なりしが玆に若年の一小女の經歷を說明すべし該小女は元と酩酊すべき酒類を飮用するの希望毫も之れなきものなれども制し難き渴望に威服せられたる老酔癖墮落者に對し單に歡心の手段として不注意にも飮用し始め遂に酔癖となりたるものなり尤も神經質且つ不健康の婦女にして全く疾病の狀況より酔癖に陷りたるものも之れあるなり就て余は左の結論を爲すに至れり

第一　該酔癖犯罪婦女の多數は種々の影響の結果なるが其最も首坐を占むるは意志の制裁に任ずべき幼時の階梯中に飮酒癖の同輩と交際したるもの

第二　前に比し稍々少數なるが該酔癖は遺傳の素因又は成年後の影響若くば偶然の事情より飮酒を始め遂に神經力の平衡を傷害破壞したる結果なり是れ等は僅かの放縱より終に絕望の酔癖者となりたるもの

第三　凡ての場合に於て若し該飮酒を永續する間（其時間は各個人の性質及び放恣の程度に依り差異あり）には即ち一種の病患となること

第四　該酔癖者にして既に疾病の狀態に陷りたる後は最早世に害を及ぼすべき能力を奪はれたるものにて彼等の行爲は責任を有せざるなり

扨て第一に於ける如く小女の意志は何分飮酒の誘導に打ち勝つべき十分の强力を有せずとの論者あれども而かも幷は他の過失に於ける如く全く口實に過ぎざるなり何となれば健全なる體格及善良なる狀態の人は嗜酒者となるべき實體の理由を有せざればなり又第二の說明として余は玆に該酔癖の素因が第一は「マノサチユーセッツ」州婦人懲治場に酔癖の親母と共に收容したる小兒なるが其親母は該兒姙娠中酩酊の爲め再度目の宣告を受け入監中なりしが其刑期滿了前に該兒を出產し而して放免後僅か二日を經て又酩酊の爲め第三回目の宣告を受けたるものなりしが全體該婦人は美貌なるも愚鈍にして且つ時々亂暴なる氣質を現はすものなり、而して該小兒は蒼白痩弱且つ非常に神經質なりしが彼の保姆は常に云へり該兒は電線に連鎖せられし如く痙攣す又食物には無頓着なれども酒瓶を見るときは其渴望の爲め號泣し其れを摑み貪呑せんとすと而かも該性癖は不快に調味したる種々の混合酒を與ふれば一層著しくして常に溢面もせず呑飮し否らざれば却て拒絕するの風あり是即ち該兒は生得の嗜酒癖たること一點の疑もなかるべし

第二は隨分上位の貴女なるが（余は固より該女の許可を得て之を公表す）該女は曾て神經質の汚點なく身體も健全なるものなりしが或るとき心身過勞の爲め偶然に酒類放飮の渴望を惹起し其以來全く仕事に專心ならざるときは酒類を以て滿たされたる壺瓶盃及脫栓の音が夜となく日となく該女の腦裡に附き纏ひ瞬時も忘れ難く如何なる酒類にても吸飮したく渴望力殆んど威壓し來り一時は神經質となり情慾貪慾共已に亡失し萬事商身と相違を生ぜり然れども該女は元來高尙なる且つ强固なる意志の婦人

にして又種々の節制機關に於ける先達者なりしが故に其附き纏はれたる病的渇望に敵對すべく全身の自制力を振ひ之れに抵抗し隨分時日經過の後遂に該女本善の狀態に回復するを得たりしが若しも該女は少しにても其飲慾を放任せしならば迚も永久に自制すること能はざるに至るべしと實感せし由蓋し該女は自己の危險を知りし故に自ら能く救助したるものなり

現時の傾向は該件研究及論決に付精密を盡しつゝあるなり併し該酔癖の原因には吾人現今の智識を以て餘り鋭く論斷するは未だ早計にして尚ほ未だ多く論爭すべき餘地あらざるを得ず併し此兩極端に於て發見されたる狀態が一般分類の基礎と爲るものとせば該意見の廣大なる相違が尚際限なく繼續するならん然れども該酔癖者は自己の飲慾を滿たすべき必要なる行爲を制御し能はざるに至りては最早無責任者となりしことは吾人等の承知する所なり抑も各個の場合に於て意志に反抗する勢力に打ち勝つべき自制力には正確なる制限あるべし去れども吾人は此等の力量を精密に秤定し能はず隨て恰度如何なる點に於て其平均を失する歟を告ぐること至難なり而かも酔癖として知らるゝ狀態に達するには該酔癖者の隨意即ち故意の行爲が必要ならざるを得ず蓋し該酔癖は齒痛又は「デフテリヤ」等の如く意志なくして人を襲ふ者にあらず故に如何に該壓服力が強大なるも吾人は常に該酔癖者に對し吾人の診斷及治療上に付其放恣なる故意の行爲に抵抗し得べき意志の力量を熟考せざるを得ず極惡の酔癖者の多數に於ては強き意志と尚ほ強き慾望との爭鬪が該酔癖者苦腦の至極恐るべき變僞を形成するを吾人は知るなり尤も多く他の者殊に下等の者に於ては該飲慾に抵抗すべき僅かの意志の有するか或は全く有せざるものなり然るに最近迄該酔癖者は如何にも病的にして望みなく又無責任者なるに拘らず至極粗暴なる裁斷を付せられ至極苛酷なる刑罰を科せられたり然れども吾人は改良に熱心の餘り反對の方向に餘り遠く搖錘（時計のふり）の振動を許すべからず然らざれば正當の生活に於ける道德の基礎を薄弱ならしむるのみならず尚ほ又彼等は憐むべき助なきものたることも彼等に敎へ依て以て其回復に最

扨て該酔癖者は刑罰に依ては決して救護せられず却て其墮落を益深くするの傾向ありとの意見は今日注意深き觀察者の殆んど皆一致する所なり依て將來該酔癖者の經歷中單に酩酊行爲の爲め監獄に拘束せらるゝ恥辱の烙印を以て汚がされざらんことを要す我最良なる或る懲治場に於ては最も能く該救治療法が適用され其恥辱の感情を大に減ずべきなりしも尚ほ又全く監獄關係の恥辱の烙印を排除し得るならば一層善良なるを得べけん就ては該病的及無責任者を現行法の如く每期に既決囚の監房に送るは實に無益のことにして該法を繼續するは却て風俗の紊亂正義の嘲笑常識の讒謗及吾人開化上の恥辱を招くのみなり

該酔癖者の管理上に關し道德の勢力は到底無益なりと信ずる人あるも余は該意見に大反對を表するものなり如何となれば未だ神經の組織に大變なる害を有せざる青年時代に於ては道德法に依り屢完全な的狀態に於けるが如く夫等に平均を與へ再び整頓する機會を得ることあるなり如斯は甚だ稀なることなれども之れ又觀察者の殆んど皆注目する所なり

尙微分子の變化は永久に該組織學上の神秘を殘すならん然れども其結果は證明し得らるべし或る場合に於ては心裡の感得が實驗せられ而して其際各自己に改悛したるものとなりしことありしが若しも彼素と酔癖者なりしならば其飲慾の已に消盡したるか又は該飲慾の尙ほ存在するならば夫れを制御すべき力を有するものなり夫故に余は左の類項を進言すべし

第一總て酔癖者に付ては速に且つ愼重に而かも醫學の原理に依て研究せらるゝこと

第二該病恢復の爲には道德醫術其他總ての救助法を使用すること

第三該放飲の尙ほ繼續する場合に於ては總て其誘導物の本源を遮斷し速に必要なる管理に依て保護

し若し必要なる場合は其目的の爲特別の救護院を設備し強制的轉居を爲さしめ其他救助法を繼續すること

第四非常なる神經質か又は老年及固定習癖のものに對しては成る可く自尊心を犧牲にせざる範圍に於て必要の最大程度に依り保護せらるべき永久管理の法式を計劃せられんこと之なり

監獄實驗談

抑も何物が醉癖者を造出する歟又粗野なる「サクソン」語にて謂はゝ何故人は酩酊し爲すか二十年前には右之問題を尋ぬるもの一人もあらざりしが現今に至りては夫れを尋問せざるもの殆んど稀なるに至れり

扨て每朝清淨なる知覺を以て起き出たる人民幾多の團體が彼等故意の行爲に依り日沒前には既に愚鈍蹉跌の柔弱者となり又は亂心危險の發狂者となることが終に一の問題而かも解決を要する一の問題として學理界に現出せられたり尙ほ又之に密接附隨して「該醉癖者を以て吾人は何と爲すであろふか」の他の問題が起り來れり

余が最も注意深き省察を以て調査したる二百名以上の醉癖婦女の中七十名以上の者は彼等の憐れなる經歷中何時か其自制心の忘失點を通過し去り而して憐れなる人間の性質は何處にも飮慾なる誘惑物の導く所に隨ふべく墮落し唯絕望的に殘存し居ることの終末の證據を與ふるものなり茲に能く養育され常に銳敏且つ高慢に而して素と美麗且つ富有なりし一婦人あり然るに彼は最早多年間悲慘の境遇に陷り今日酩酊逮捕せられ明日は宣告せらるゝ如き次第にて朋友而已ならず敵にも等しく見捨られ絕望孤獨實に人類の糟粕となり果てたるものなりしが監獄の門戶が彼女と該誘導物の間を遮斷し居る間は尙ほ幾分か舊時高慢の殘物及禮貌等の美風を維持し居るなり併し彼女自制の知覺心は久しき以前消化し去りて最早其の面上に其酩酊すべき證據の目擊及香氣は實に銷滅し盡くべき任務の

能は彼女を捨て倒したる有機體にて彼女の道德心は全く絕無となりたるものなり

茲に又漸く十六歲位の二名の少女ありて一名は靑眼紅髮他は少し黑色なるも均しく美麗且つ快活なる容貌なるが該二名は何故斯く憐なる境遇に陷り居るかと云ふに唯彼等が醉癖たるの故を以てなり彼等は生涯中其目前にある酒類に觸れずに居ること能はず否全く昏醉する迄其飮用を止むること決して能はざるなり

前記は種々の隊列より撰出したる唯三名の婦人なるが後者即ち二名の小女は醉癖ある兩親の小兒なる故に彼女等の神經の中心を形成する細胞（有機體構造）は全然絕望的に傳染せられたるものなり又前者の婦女及該婦の代表すべき階級の婦人に付ては彼等心裡の衰耗が何所の點迄達するは到底正路の基礎に回復すること出來難きに至れるか夫れを決定するは至難のことなり

吾人は人間の意志に付獨立氣象の實體なりしかの如く云ひ居るに之れ即ち人智機關の要素にして明確に秤定せられざるも幾多の抵抗力の合併したる言辭に外ならず該抵抗力にして不意又は銳敏に若くば確乎たる感得に依り都合好く剩載せらるゝときは其自制力は容易に發生することあるなり併し他の事情にては夫れが甚だ出來難きことなり依て該方法の注意及漸次の建設が其能力と能く唱和し得ば以て其巧圍せられたる害惡に陷らんとする醉癖者を保護すること能ふべし蓋し斯る場合に於ては疑もなく腦の細胞內に微分子の變化あるべし而して該變化が永久に殘存するならば其快復は永續すべし否らざれば唯一時的なる而已然れども最早改心し難き醉癖者の經歷に於ては該制御力の唱和が已に出來難き時期到達すべし茲に前記の通り不幸なる婦女二名もあるが彼等は人間の智能か人間機關の秘密を察知し能ふ迄は自己の醉癖を制御し得べき神經及意思力を忘失し又は有せずとの證據を決して與へ能はざるなり然れども又感動不定の狀態を示し道德心は墮落し其他自己の品位を堅固にすべき總ての道念を消滅し既に無責任者の初期を標榜すべく特別なる神經質の現象を表示する婦人あり若しも該狀態の末

た公然ならざる前に其救治法を行はざれば到底望みなきものなり然るに該不幸者に對し嚴罰を科せらるゝは恰度其初期を過ぎ去りたるときなりしを以て已に彼自己の下賤なる感覺に依り打ち倒されたる彼を尚更ら下賤に墮落せしめ彼の救助となるべき奬勵及制御は全く阻止せられたるものなり故に「何故人は酩酊し爲すか」の問題は最も深奥なる最も困難なる性質の精神的及病理學の研究を待て決定せざるを得ず夫に付幾多の研究が最近數年間に仕遂げられたり然れども該問題は未だ公平に解決せられたりと云ふを得ず又吾人に於ても古き誤謬を訂正するに熱心の餘り反對の極端に迄馳走せざるを要するなり而かも彼を救濟せんとする者に對しては尚世紀の最も偉大なる事業最も威勢ある運動即ち該酔癖者に關する注意又救治方に全力を盡されんことを要求して已まざるなり

癌腫又癆症の前驅期なるときは其徴候が强く發達し居るも尚適當なる治療に依り驅除せられ該患者は危險なる運命より救出せらるゝなり夫れに等しく酔癖に於ても其傾向が未だ公然ならざる内好時機に於て保護するときは彼を救出し得べし然れども酔癖が既に末期に達し其儕れなる酔癖者は人類に對する親族關係を忘失したる如く相見へ將に墮類の狀態に墮落したるときは如何に吾人等が彼等を救濟す可く希望するも彼等夫れに應じて覺醒すべき何の感覺を有せず已に其機會を喪失したるものなり故に彼等を救治するは須らく前記の通り癌腫又は癆症を救治するが如くすべし

該習慣的の酔癖者に對し彼の健全なる且つ廉節なる兄弟の如く矢張り健全なる且つ責任あるものなりと確定するは實に不合理のことにて何人と雖とも夫れを信ずるものあらざるべし依て不得止「今日社會は該狂暴且つ危險なる酔癖者の掌握にある可し」と云ふも過言にあらざるべし却て夫れを反對に見做すは害あるべし如何となれば該酔癖者の無責任である丈け夫れだけ社會は彼に對する責任あればなり而して該責任は唯彼に對する責任あればなり而して該責任は唯彼を保護し且つ改悛せしむ可く社會の運動の遂行に依て勉強せらるゝものなり然るに今日斯る義務を盡す方法は如何に無氣力に且つ不完

全に行はれつゝあるか又該不幸者を處置する方法として如何に舊思想且つ不學理の法則の結果なる誤謬が永續せられつゝあるか幷は茲に言及するの必要もなからん然れども「ブラックウエル、アイランド」(ニューヨークイースト河中にある島にて懲治場のある所)へ爛眼且つ失望したる人類の群集を積載し行く各船こそ即ち該方法に對する反證抗辨たる材料なり又多數の放免者の十分の九は乍ち又暴飲逮捕召喚と云ふ經過の循環を完了の末再び懲治場へ歸來するものなるが之れ即ち其反證抗辨の材料に非ずして何ぞや

當國に於ける各懲治場及懲罰場は該酔癖墮落者又は素と飲酒の結果犯罪者となりたるものを以て充滿し居るが吾人の慈善事業に屬する各施療院貧民院癲狂院其他總ての救濟院は該酔癖者に及ぼす法律且つ其執行に對し嚴しき恥辱として對立するものなり

扱て余は時間の欠乏が當問題に付き尚詳細に論述するを許さゝるに付唯是迄筆舌を以て屢操り返したることを今一度再演するに止めん

該酔癖者に關係の當局者は皆彼等の保護者たるべくして決して彼等を單に酩酊の爲め犯罪者として分類し又取扱ふを得ざるなり又若しも酔癖者にして已に自制心を喪失したるものなれば彼は無責任と見做され其自滅の行路を速かに抑止せざるを得ずして彼の回復の爲め即ち學理的の盡力が遂行せられざるを得ず而して好しや回復し得ざるも幸福且つ有益の爲め彼等の權力は可成恥辱せざる樣最も仁慈的に且つ同時に人智人力の及ぶ限り最も完全永續的なる管理の方法に依り保護せざるを得ざるなり

寄書

◎偶感

靜岡　靜陵生

三年の喪は先哲の禮を制する所也人情一日見ざる事あれば必ず千秋の思ひを感ず嗚呼又た何んの心かは能く長年の刑辟を過さんとする今一掬の水を注ひて大瀛の水之れが爲めに盡せりとせず法網罪を羅するも法律爲めに卑からず國制囚衆を刑罰する國是爲めに衰へたりとなさず曾て憶ふ彼れ彌陀號の一聲は天下の利劒に等しく刹那の一念は善く菩提の感を助くるを只見る數百の頭顱一樣扮裝三五列を成して房門に進む迴らせば林巒纔かに滅沒の倒景を辨じ遠山寺の鐘の音は遙かに又た微かに無常の響きを腸に送る落莫暮哀こゝ何れの所ならん之れ監獄還房終了の有樣なりとす然して如此房裏に復還する此等幾千の囚徒之れ果して如何なる感想をか有する仰けは眞如のさやけさよこゝはこれ隈なく己れの罪業を照すなるべし夜半に夢破れては復た幾度か漏らぬ牢舍の雨を疑がふなるべし嗚呼此等自然の感化自然の修養曰く役業曰く檢束曰く紀律此れ多趣味なる行刑の分身曰く修養感化是れ行刑の命脈實に擧けて之れなんめり故ゑに囚徒の思潮なるもの常に獄政に二つの潮流を容ら造れりとなす明潮は菩提の波にして闇潮は煩惱の浪これなり今夫れ人の菩提に至る固より順路坦々として唯だ祇の如く然り然かも人これに進み難くして至り易からざるは他なし只だ精心的此れを得べければ也蓋し萱陽の足を傷ぶるは萱陽と足との科にはあらで其の心の愆ちのみ人の罪惡を敢てする心のがにあらで物慾之れを蒙へばたり故ゑに此れを障ぐに彼の心なるものを以てし彼れを遮くに此の道心なるものを以てせば能く足を傷ぶる無くして然して又た罪惡を犯すに至らざるべし雲晴れて茲に清風明月故ゑに勇は三軍の帥を奪ふも匹夫匹婦の志や奪ふべからずとは蓋し信すれば固くして知らざれば惑ふの謂か人心惟危道心惟微とはうまきかな言とや茲に於て我が艦隊は所謂弘誓の舟にして一段美妙の靈光を放ち彼の苦海の闇潮に進む其の惡意蓋し煩惱の惡魔を粉碎し其の濁濁を淨むるに在りとす然も旁礴胎合せる苦海の現象此れ常に惡戰苦鬪の現出せらるゝ所以なりとす

人は夫れ一朝の愆ちなきを保せず法規許さゞる所あれば此れを牢獄に投せざるを得ずとす然も寧ろ其人を惡んで然るものとせんや先哲曰く性は善也只だ上智と下愚とに至つて及ぶ可らずとす恐らく此等の原則より打算し見れば泥棒は單に血統と云ふ說は少しく偏狹なる極端論なるかを疑はずんばあらずして要するに人の惡心を外部から拔き取るは至難には相違なきも外部からの治療では較々淺弱なる効果と言ふ事が知り得らるゝ爰に幾何の酒を樽に容れて送る即ち此の酒樽なるものは其の酒を或る所に到達するが役目で酒の美惡は製造人若くは其の價格の關係はあるが決して酒樽の關係すべきゆはれは無し人間の身體は所謂心の容れものであるから幾分か此の酒樽若くは棟味噌桶的觀察なるものと相違しては聊分迷惑なる次第ではあるまひか

火崑岡を炎かば玉石俱もに焚けなん夫吏の逸德なるは猛火よりも烈しで古來の獄政は其の多くを言ふを要せず其の實力として獄政自から任とせし所將た何趣味に於て貢献せし所なりしか然も此等の時に於ける日本駄右工門若くは鼠小僧等が自ら義賊と唱へ天下に横行濶歩せしは又た當時の一般を推測すべしである

抑も如何なる此れを明政の戒護と言ひ如何なる此れを悔悟の手段と言ふ僕不肖言ひ易からずして又た盡し難し將た如何せば果して善く彼の恭先となり孚先となり指導其の宜敷に適せんや明らかに解せざるを恨とす然も緩ならんか弛れて懼れず緊ならむか懼れて懷かざるべし弛るれば遂に侮り懷かざるは心服を得ず二者一も爰に在れば前者の要焉んか求むる處ならん惟ふに未た曾て涙なきの人無く血なきの人を聞かざる也如斯ならば彼の怒つて人を斬るは涙の反應にして飜然其非を曉とるは又た之れ迸血の分ならざるを得ず蓋し一物は必ず

一理を具す理を知る大なれば聖に至り小なれば惑はず知らざるは愆つ者多く愆つ者は終に惑ひて溺れむとす蓋し喜怒哀樂は偏狹なる極端に生ずるが故ゑに克く怒れる者は能く喜び哀しむは又た能く樂しむ此れ皆な外部の誘引に由て靈臺の明闇を致すに外ならざるか如斯なれば其の發する根元に向て此れを招かむには善なる者致すべくして惡なる者は密遏すべきか今一善と一惡とを行ふ者あり自他其の善行なると否とを覺らざるも次念自から善を成して止まざると惡を成して止まざるとあり如斯きは心の神聖にして常に光らんと欲すればなり故ゑに心は水火に由て亂れず毀譽褒貶に由て動かす能はざる者あり只た道を以て求むべくして道を以て養ふべく口腹耳目を以て養ふ可らざる者あり夫れ岸頭に嘯けば山鳴り谷應ふ其の發するもの大なれば必らず來應する所大なり一頭の悍馬驀忽として逸堺す捕へんとする者倉皇たれば悍馬倍々驚なり馬は不靈にして人語と人意とを併せて解せず故ゑに掣するに羈絆を以てす羈絆は固より人語と人意とを解せざるに據る然も鞭韃適せざれば敢て進まず人は靈能にして禮義に立つ固より羈絆と鞭撻とに寄り檣櫂の間に伏仰すべきの性に非らず何ぞ必ず鞭撻を勞して睚眥を耐ひん一氣感すれば死且つ辭せず一夫難を唱して天下一應し一劒の任は徹なれども天下の風塵を鎭づめ一管の筆は砂なれど人心を動かす晨たに春風を迎へて楊柳巍巍に非らず吁夫れ此れを沈溺に拯はゞ神明に答揚す固より牛溲と馬勃とを問はざる也寸鐵の人を刺すは鍛冶の巧也

人の將さに死なんとする其の言ふや善し得べくんば此れを畸昔に望むべきなり何ぞ之れを彼れに得べくして爰に得べからずと言はん只夫れ狂瀾怒濤なれば舟行に利ならず狂妄惑亂すれば善を强ひ舟を遣るは進めんが爲なり善を以てするは曉らざれば功なし狂瀾怒濤と狂妄惑溺とは俱に性に非らざるなり人と水との性は固より然らざるなり激すれば即ち狂瀾怒濤となり狂妄惑亂となる今夫れ進み難きの扁舟に掉さず狂惑の徒を拉して尋常を求めず激する者は激する所を去らしめて萬里に航すべく善を庶襄して得べきなり漫りに鞭を取て舟の舟まさるを罵しり準繩を掩して狂惑を叱咤する如此は僕も亦敢て爲さゞる所なり

萬馬晨たに嘶けば蟋蟀夕ふべに吟情を寄す颯々の肅殺は百花を歷爛するの因なり無聲と無形とは僕視聽するに易からず苟も慢怠隋なれば何事をか能せん

一筆啓上火の用愼阿三晞かすな馬肥やせとは古人頗る妙なるかな

◎累犯者と戒護（其五）

大阪監獄　宇野霞山

忍耐力の欠乏　人類共同生存上及處世上の必要的要件は忍耐力の修養にある事は何人も是認する所なり、而して其忍耐力の修養の尤も困難なる事も今更喋々を要せざる所なりとす、吾人熟ら考ふるに、吾人が直接戒護しつゝある所の彼の囚徒なる者の、十中八九は此の忍耐力を全然欠缺せりとまで極言し能はざるも、大多數が忍耐力の薄弱なる裡に國禁を犯すの原因たるものあるを見る、殊に累犯者に至つては犯因の總てに於て忍耐の力の稀薄なりしに基因するを實驗する者なり、若夫れ事實的現象の上に果して忍耐力の欠乏を認むるものとせば須らく此れが戒護の方針の中にも、宜しく此の心を陶治するの方法手段を加味せざる可らず然りと雖も吾人は極端に之を論じ忍耐力の欠如せる反面の意思活動は犯罪的意思而已の活躍なりと云ふに非ざるなり、單に犯罪的認識を强からしめたる原因となりたりと云ふに過ぎざるなり、然れども認識を强からしむる原因にして徹かりせば時に或は國禁を犯すものを防壓し得たるや蓋し測り知る可らざるが故に、犯罪防止を論ずるに當つて や勢ひ戒護者として此處に論及せざる可らざる問題なりと信ずるものなり、

吾人をして實務者として其忍耐力の養成に關する所感を謂はしめば、唯僅かに境遇を以てするの外途なしと論結せんと欲す、然らば境遇とは何ぞやてふ疑問と境遇が如何なる程度に於て忍耐力を涵養するを得るやの二個の問題を解決するに非ざれば、本末始終を明かにする能はず以下少しく之

を論究せんとす、吾人が云ふ境遇なるものは忍耐力を養ふ意味に於ける境遇にして、一般人類が常に自然的に受くべき境遇を意味せざる事と注意せざる可らず、元來忍耐力の稀薄なる囚徒を處遇するに方りてや、常に此心を把持して戒護するは勿論總ての手段方法も亦茲に出でざる可らず、然るに世人此事あるを了得すると雖も猶且忍耐力の養成に貢獻する所あるなく、之と見る事對岸火事的態度なるは戒護の責任論たるのみに止まらず、而も怠慢の誹謗を免かる可らざるを如何せん、若し策茲に出づるとするも力到底拮抗する能はざるに依るか、將又之を省みざるが故に之を見ざる乎何れにしても誤謬に沈淪せるものなる事は明かなり而して吾人が云ふ所の說は吾人が多年の實務上よも得たる智識にして、從て彼の一派學者の主唱する卓說に眩暈膜拜するものに非ず故に語る所として支離散慢たるは免れざるものあり、纔つて學者の說を見るに頗る極端なる論者ありて、監獄を獨房的禁制と爲さゞれば監獄の目的を達する能はずと論じ、或は監獄を階級制度と爲すに非ずんば、好果良蹟は得て望む可らずと論ずるものありと雖も何れも一派の論として有力なるも、一利一害の併ふものあるは自然の數にして遽に之れが是非を決するは蓋し困難の業にして、吾人が云ふ所の境遇を以て忍耐力を涵養せしむるも亦至難の事にして、且つ一得一失の併ふものあるは吾人の信ずる所なりと雖も蓋し實驗的の監獄として稍や完全無缺を以て誇るに足るものあらん乎、然り而して假りに吾人の說は折衷主義とも云ふべきものにして兩者の主義と綜合し現在の監獄に實施し得らるゝ方法を以て處遇するものなり、按ずるに囚徒なる者を遇する上に於ては、囚徒の性情に應じたる心氣の轉展を企てざる可らず、則ち心氣の變換する機會を作り出し以て其機に乘じて忍耐力の養成をも計るべし、戒護の大方針も定むべし換言すれば精神が善良なる方面に發展したる毫髮の瞬間は戒護者たるものゝ逸す可らざる寧ろ常に之を求めつゝある所謂感化を施すべき機會の到來したるものなれば、之を忽諸に附す可らざるや勿論にして常に注意を怠る可らず、然るに現今の監獄制度としては精神狀態が善良なる即ち良心に復歸したる時を發見するも之れに施すべき術なきなり、故に遂に其精神狀態は自然の趨勢に一任するの外なく、折角發揚したる感化の端緒も爲めに再び罪惡を想像せしめ從て忍耐力を弱からしむるに至る、然らば忍耐力を養ふてふ語は或種の心を永續せしめ而も其永續狀態を自覺せしむるの必要あるものなれば、精神にして良善の域に在るものをして永續せしめ、又自ら之を永續せざる可らざる境遇を與へざるに於ては其心をして到底永く持續せしむる能はざるは火を睹るが如きなり、即ち余輩は宜しく精神良歸の狀態を永續するに反抗する所の總ての事情を排拆するに足る境遇を與ふべしと云ふものなり、扨は忍耐力を薄弱ならしめ、奸譎を復徹せしむる四圍の狀況なるが爲め、良歸の狀態を永續する能はず、從つて忍耐力を減殺するものなれば、他働的に其四圍の狀況を除去し與へざる可らず、然らずして四圍に忍耐力を減殺すべき狀態を置き其中より良歸の精神狀態を永續する者を發見せんとするは蓋し信す、木により魚の類に非ざる莫き乎を、今之を反對の方面に誘致し即ち良心に復歸したるを發見するや直ちに四圍を包藏せる總ての情實の裡より之を救ひ出し以て之に反抗する所の者なきに至らしめ、平穩の狀態の裡に置て其永續を圖り以て忍耐力を併せ養ふの方法に出でざる可らず、然るに囚徒の處遇茲に出ずして、自由意思を縱にする狀況に永く座せしむるが爲には、遂に善良なる精神活動は不知不識の間に罪惡の邊を彷徨たるに至る豈に戒心注意せざる可けんや、抑獨房制もなく雜居制もなく、拘禁自體が已に善良なる悛嚴なる境遇を以て人を感化せんとする大目的なる以上は人に依りて人を感化し、心を以て心を感化するは尤も不可なる者なり、人の力は人に抗すべし、人の力は自然に抗す可らず、然り自然に抗す可らざる人の力を以て自由意思ある自然界の境遇より發する意慾を肘度するは又不可能の業たるなり、論じて茲に至らば遂に云ふ所を知らずと雖も亦一面の眞理として自然的の意思は自然界の境遇に支配せらるゝものなる事を知る、夫れ然り豈に夫れ然る乎、自由意思を制限し得る者は獨り自由

即ち自然の力ある而已、故に自然の力にして能く忍耐力を養ふを得べし、將又良歸の狀態を永續し得べきものなり、然らば更に問ふ其方法如何と、吾人は已に云へる獨居制と雜居制度の中庸を採りて折衷したる監獄を創造して自然的良境遇を作りて戒護せざる可らずと、現今の監獄は啻に建築の不完全なるのみならず、方針として尤も不完全のもの、類なり、故に偶ま良歸の囚徒を見るも救濟するの途なく、無賴の徒と共に同一監房に拘禁し同一工場に出役せしめざる可らず、如斯き雜居制は雜居制中の雜居制にして不完全中の不完全なるものなり、於是乎工場監房を數種に區別し倘之に犯數罪質に依り數個に區別し、假りに窃盜累犯者の所とせば、先づ之を數階級に區別するを要す又之れに數個の獨居房を併置する事を要す、而して後始めて徐ろに感化の域に到るべし、例令ば最早良歸確實にして一般良民と等差なき者を一階級として稍や善良なる行爲を繼續するものを二階級とし善良なる域に進まんとする心を起せりと認るものを三階級として、觀察中のものを四階級とし稍や惡さものを五階級とし、最も惡智を縱にするものを獨房せしめて六階級と爲し、極惡無賴の徒を七階級として嚴重なる獨房制度の種に拘禁出役せしむるの方法の如し、人を遇するの途茲に出でずして何ぞ夫れ誘發感化の良蹟を求め得べきものぞ、而して其階級制度の利害に就ては世人已に之を知り學者又定論のあるあり、敢て吾人の陀足を要せざる所なるべし、又雜居制に加ふるに獨房制を加味したる以所は單純なる獨房制を主唱する先哲と意思を同ふす、吾人は獨房雜居の兩制度を折衷して兩存の監獄を創造し以て善良なる境遇を作らんとするが故に茲に制度を紹介したる而已、然りと雖已に云ふ如く今日の監獄は不完全にして論及の價値無も近き將來に於て建造せらるべき監獄は、日本人の精神上折衷主義の監獄ならざる可らずして極端なる純粹制度に據る可らざる事を繰返すものなり、且吾人の本論とする忍耐力養成の上に於ても、重大なる關係を有し、忍耐力の消長伸縮が毎に境遇に制壓迫害せらるゝ事の實驗的現象あるに鑑みても、速かに制度の變更の近き未來を希望して止まざるものなり、固と忍耐力なるものは作爲を不作爲と變化し不作爲を作爲と變化し尤も其反對行動の理由が正義なる觀念を基礎とするものなるが故に、世人か意思の上に於て忍耐即ち正義の觀念と反するとの理由を以て意慾を完ふし滿足する事は忍び能はざる所にして、爲めに忍耐力は平素破壞せられつゝある狀況に在るなり、依つて之を見るに意慾を滿すに足る、正義の觀念と合したる反對の境遇を以て拮抗するに非ざるに於ては、忍耐力を阻害する所の理由たる事實を排斥し意慾を充たし、正義の觀念を養ふ事能はず、若し正義の觀念と意思を充たす事得すとせば、反對の原因の爲めに遂に良心は刺戟され、忍耐は破らるゝに至るものなり、而して今假りに多數の中より尤も善良なるもの忍耐に富めるものを選つて同一工場に收容せん乎、自働的意思内裡に幾分の忍耐を有するに加ふるに他働的に自由意思は制限を受くべし、之れ人の模範を受けて自己の模範を示すものにして、自然の趨勢として如斯くならざる可らず、而して感化を誘發せりと云ふ事を得べく、監獄の責任を全ふせりとも云ふを得べきものなり吾人は日夜戒護の實際に於て此の必要に遭遇するもの實に少なしとせず、然るに監獄制度の不備は之を容るゝの餘地なく、空しく視過するの竭ひなきを遺憾としてあるなり、故に忍耐力の養成の必要なる理由を說明すると共に忍耐心の破壞せられつゝある實況を示し併して其之を養成するの方法を略述するものなり

救護事業

◎臺南免囚保護事業

曾て報道し置きたる臺南免囚保護事業は創業後日尙淺きに拘らず其經過良好にして高屋氏と交迭せる志豆機典獄亦熱心事業に當れるより事業の成績頗る見るべきものあり今回初めて總督府法務課より發刊せる監獄月報に其事情を詳にせり左に其要を摘錄す

◉事業の發端　臺南監獄前典獄高屋當三郎氏は免

囚保護事業の須臾も忽諸に付すべからざるを唱へ明治三十八年十月卒先自ら資を投じて臺南廳管内鹽埕庄に於て田地七分五厘餘（價格百三十圓）を購ひ以て保護場開設の用地に充てられ次て同年十一月臺灣婦人慈善會は斯業の企劃に深厚の同情を寄せ金七百四十六圓九十五錢を投じ同庄の田地約三甲を求め之れが永久使用を許されたり

●事業開始　越へて翌年三月同用地の一隅に萱葺小屋を建設し當時台南監獄別房留置人たりし二人を引取り先づ農事に從事せしめ同時に監獄吏員の寄附を以て同所に間口八間奥行二間（建築費二百三十三圓九十二錢）の收容場を建設し之を累功舍と名け又曩に臺灣婦人慈善會より使用を許されたる田地約三甲歩に監獄囚徒を傭ひて稻の植付を爲さしめ斯くして保護場は茲に呱々の聲を放てり

●收容の方針　爾來高屋氏は保護場主人となり萬事を斡旋し收容者を增し事業は比較的急速の發育を遂げたりと雖も施設の規模未だ小なるを免れず爲に收容の方法も自然消極的の方針を採り其選擇に付ても在監中改悛の情あるものにして出監後頼るべき親屬故舊なき者か又は親屬あるも鄉閭に歸るを欲せざる事情ある者か若は保護の責任を全ふし能はざる者に限局するの止むなきに至れり

●保護の方法　保護の目的は健全なる境遇を與へ秩序ある正業を營ましめ以て良民的社會生活に復歸せしむるにあり故に恩惠其度を過ぐる時は獨立敢行の意氣に乏しき動もすれば怠慢依頼の念を惹起せしめ易き虞あるを以て收容の當初は授業手監督の下に農業に從事せしめ暫く其性行及企望を觀察し或は工業又は行商に從事せしめ或は資本を貸與して獨立自營の計を爲さしめ又は雇主を需めて傭人と爲し工錢傭賃は食費を控除し殘餘の一部を雜費として監督者に保管せしめ必要に應じて時々之を本人に給し其餘は場主の手許に領置して之を貯蓄せしめ故なく金錢物品等を與ふることを避け以て自主自營の念を涵養せしむることに努めたり而して之が直接監督者としては常に看守某をして彼等と寢食を共にし勤務の傍ら專ら其行狀を視察せしめ猶其他の吏員亦監督者たると同時に同情者となり協議者となりて指導の任に當れり斯くして獨立自營の途立ち又は責任ある保護者を得るに至りたるときは何時にても貯蓄金を拂渡して出場を許し而かも猶後顧者となりて直接に間接に保護の任を竭せり

●被保護者の衣食　彼等の多くは出獄の際辛ふして身軀を蔽ひ得るの衣服を有するのみ寒暑を凌ぐに足らざるを以て寄贈の衣類を給與し又は官の拂下品を修補して貸與し又常に保護場に在て食事を爲す者に對しては監督者管理の下に炊烹を爲せしめ總て一日十錢内外にて辨せしめ努めて冗費を節するの習慣を養成せり

●被保護者の賞罰　品行良正職業に勉勵し又は特殊の善行ある者には相當の賞與を行ふことを得職業を怠り又は不正の行爲ある者には相當の懲戒を爲すことを得賞罰は理事及監事の議決に依り會長之を行ふ

●事業の成績　創業以來收容したるは内地人六人台灣土人十八人にして自營の途立ち退場したるは内地人三人土人三人親屬に引取られたる者一人無斷退場したるは土人五人にして現に保護場に在るは内地人三人土人九人なり現在收容中の十二人の職業は農業四人、撒水夫二人、傭人四人、洋服裁縫一人雜役（收容者賄人）一人なり

●將來の企劃　免囚をして社會に伍して良民生活を營ましむるにあるか故に隨て保護の基礎を社會的情況に鑑み多種の施設を爲さゞるべからず、されど創業の際は特に研究的態度を以て愼重事に當りしが爾來漸く其緒を得たれば今や大に發展の機運を開かんと欲す現下の急務としては收容所の增設にあり由來多數の免囚をして徒に混同雜居せしむるは所謂第二の監獄を作ると同じく動もすれば犯罪的結合を釀成せしむるの虞あるは此事業既往の歷史に徵して明なり故に現在の建物には主として農業に從事する者のみを收容し且其建物狹隘に失するを以て炊事場、浴場、便所及監督者の居室各一箇所を增築し更に市内に一の收容場を設け以て市内に職を執る者の寄宿に充て且つ一部の工業を開始し進んでは商業部を設け各個の性格に適應せる境遇と職業とを授け以て本事業有終の效果を收めんことを期せり

統計

明治四十年二月末日現在全國囚人罪名別（△ハ減）

罪名	四十年二月末日現在 男	女	計	同年一月末日現在	卅九年二月末日現在	増減 前月比較	増減 前年比較	四十年二月中ノ新受刑者	前月ニ比シ増減
官吏、職ヲ行フヲ妨害ス	一一二	三	一一五	一〇九	一二七	△六	一二	二二	八
附加刑ノ執行ヲ遁ル	三八	—	三八	四〇	六二	△二	二四	一〇	二
貨幣偽造	九三八	二二	九六〇	九六六	九三一	△六	二九	七	—
官印官文書偽造	一、五七九	六	一、五八五	一、五七四	一、六二八	△四三	五六	三二	三
私印私書偽造	一、二一一	二〇	一、二三一	一、二一四	一、二九五	△一七	六四	一三三	一
偽證	一三	二	一五	一六	二八	△一	一三	九	三
賭博	二、三一八	八一	二、三九九	一、九六三	二、二五四	四三六	一四五	一、四四一	二九二
謀殺	一、六〇二	一八四	一、七八六	一、七八七	一、七九三	△一	七	△一三	一
故殺	一、一六六	四三四	一、六〇〇	一、五九八	一、五六三	二	三七	二三	二
毆打創傷	一、八九一	四二	一、九三三	一、九二六	一、七七五	七	一五八	一五一	一
胎内ニ在ル子ヲ墮ス	二〇	三五	五五	五九	四九	△四	六	八	六
猥褻姦淫重婚	二四〇	三〇	二七〇	二七三	三二九	△三	五九	一二	三
誣告及誹毀	五八	二	六〇	五八	三五	△二	二五	五	三
窃盗（次ノ三項ヲ除ク）	三、三四七	七六七	四、一一四	四、二二、九九八	四、三八五	△一四	一、一九	一、一五一	七七

罪名	監獄名	四人	懲治人	刑事被告人	別房留置人	乳兒	合計
田野山林牧場ニ於テ産物ヲ盗ム	關東區	二五二	一	二五三	二一〇△	三	四三
屋外（明治二十三年法律第九十九號）窃盗	東京	四五	—	四五	四六△	一	一
同	市谷	三六二	一五	三七七	三四〇	一三	三七
同	囚獄	四、〇〇六	四	四、〇二〇	三、九四八△	一三	二四八
遺失物及埋藏物ニ關スル詐欺取財及受寄財物ニ關ス	鴨	一二	一	一三	一二△	一	三一
同	巢	三、五〇六	一〇七	三、六一三	三、五四五	三、七五〇	六八△
器物ニ關ス	鴨	五二三	五七	五八〇	五六〇	五六〇	一三七
放火	巢	一、九六八	四八九	二、四五七	二、四三一	二、三九二	一四
家屋物品ヲ毀壞シ及動植物ヲ害ス	分	六六	三	六九	五一	六五	六
逮警罪並ニ廳府縣命令違犯	監	九七〇	二二三	一、一九三	一、〇五〇	九七九	一四三
以上列記以外ノ罪	支	六九	六九	一、三八〇	一、四〇五	一、六〇八△	二五△
總計	所	四六、五五四	二、六〇六	四九、一六〇	四八、三四五	四九、六八四	八一四△

明治四十年二月末日現在全國在監人員監獄別表（△ハ減）

監獄名	四人	懲治人	刑事被告人	別房留置人	乳兒	合計
關東區						
東京	六九〇	二	八三〇	二	三	一、五二七
市谷	一、二四六	—	—	二〇	—	一、二六六
巢鴨	一、一五〇	—	—	一	—	一、一五一
監獄	一、三一四	五七	一四三	四五	一	一、五六〇

	浦和	橋前	千葉	戸水	宮都宇	野府甲	長小	東海區	濃安	古名	屋津	靜岡	所滕	阜岐	北陸區	潟新	井澤金	鯛富	山東北區	宮城	福盛	島岡	青森
八五一	一、一六七	九〇三	九四四	七三九	四七〇	一、二〇九	一、一六九		八〇八	一、七七〇	八六七	四四三	六一四		八二九	三五八	五四一	六五八	五六八	一、〇七三	九六九	四一四	四九五
三〇五	一	一	四	一	一	二九	一		二八	一	一	一	二		一	三	四八	一	二	六〇	一	一	
七九	七〇	九八	一〇六	二五四	三〇	八九			四〇	一七二	五八	三四	三八		六七	三六	二八	四二	二九	二〇八	一、一九	五八	一五
一	一	六	一	一	一	一	一		一	一	五	一	一		一	一	一	三	一	三	一	一	一
一	一	一	一	二	一	一	一		一	一	一	一	一		一	一	一	三	一	二	一	一	一
一、二六三	一、二三九	一、〇〇八	一、〇五五	九九五	五〇〇	一、三二八	一、一六九		八四八	一、九七一	九三〇	四七九	六五四		八九七	三九八	六一七	三六九	五九八	一、二八七	四七三	一、一五〇	六一〇

	山形	秋田	西區	京都	大阪	堺川	奈良	和歌山	神戸	岡山	廣島	山口	鳥取	島根	松江	四國區	德島	高松	高知	松山	愛媛	福岡	大分	長崎	九州區	佐賀
七七三	六一九		九九二	二、七一九	二五三	五六八	五六八	六五八	一、六二〇	一、一二五	一、五一三	九四一	二三六	五六六		四六八	六六〇	八五四	六八八		一、三二二	一、六〇六	五一六	五五八		
一〇			九	一	五〇			一	一二九	七	一二	三		六		一	一	一	二八		五	二	二	二八		
八〇	一一八		一六一	二〇〇	三三三	二九	二二	一八八	一〇二	一九三	一〇二	二一	五三	四六		二六	一九	三八	五六		一三二	一四六	二三	五四		
三	一		一	一六	一	一	一	一	二	二	二	一	一	一		一	一	一	一		一	一	一	一		
六	二		二	一	五	一	一	一	二	四	三	一	一	一		一	一	一	一		一	一	一	一		
八六二	七五〇		一、一六四	二、七五五	六四一	五九八	五九八	六四四	一、九三九	一、二四〇	一、七三三	九九八	二五七	六一九		四九五	六八一	八九五	七七四		一、四六三	一、七五五	五四二	六四一		

	本	埼	島	池	三	道	館	幌	戸	樺	走	網	勝	十	計	獄	置	場	計	減	月	比	年	比
熊	七七五	一	七八	一	八五三	沖	四三三	函	五	二	一	一	七	八	四八、一四二	八七四	一、〇一八	四九、一六〇	八一五	△	五二四			
宮	三〇三	一五	二六	一	三四、九五九	北海	八五五	札	二四	一、一一六	七	七四	八四九											
鹿兒島	五九八	二六	一	一、五五〇																				
沖繩	二九六	一〇		二、九六																				

	本	埼	島	池	三	道	館	幌	戸	樺	走	網	勝	十	計	獄	置	場	計	減	月	比	年	比
熊	七七五	一	七八	一	八五三	沖	四三三	函	五	二	一	一	七	八	四八、一四二	八七四	一、〇一八	四九、一六〇	八一五	△	五二四			
宮	三〇三	一五	二六	一	三四、九五九	北海	八五五	札	二四	一、一一六	七	七四	八四九											
鹿兒島	五九八	二六	一	一、五五〇																				
沖繩	二九六	一〇		二、九六																				

雜錄

◎元在監人の述懷

和歌山　中村久香

左に記錄する事項は元囚人なりし某の談話を錄取したるものなり彼れは傷害竝毆打創傷囚徒逃走罪等を犯し犯數十八犯に及び京阪其他の數監獄に拘禁せられ在監中は獄則違犯の爲め懲罰處分を受けたること七十余度に及びたるものにて其の性行如何は罪質犯數及び獄内に於ける懲罰度數に徴し推知するに難からざるべし彼れは先年出獄し今や大阪市に於て一家を構へ妻と子と都合三人の家族と共に正業に從事し普通の生計を營み居るものなるが曾て某監獄に拘禁中世話になりたる禮を述ふる爲め立寄りたりて頃日突然余が寓居に來り談偶自身の述懷に及ひ遂に在監中の實驗談に及びたり後ち記憶の儘を記錄したるものにて素より正鵠を得さる點あるべきも悉く彼れが實感的談話にして一面また大に參考の資となすに足るの節なきにあらさるを覺ゆ依て茲に錄して新道諸士の劉覽に供するこゝとす

私の實母は幼少の時に亡くなりましたから繼母の手に育てられたのですが世の諺にも憎いものは繼子とか申す通り中々慘たらしき目に遭はされました何分にもまだ頑是のない子供のことですから人の顏色や氣受を見計つて遠慮するなどの心は少しもなく隨分腕白計り働いたのでしようから憎まるも當然のことでしようが縛られたり毆られたりするよりも常に食物を少しつゝより與れず父の前では吳るゝ眞似をして陰になると少しも與へて吳れぬ事がありました是れが何よりも苦痛に感じたのでありました近隣の子供等が菓子や饅頭などを甘そうに食べて居るのを見て實に羨ましくて堪らなんだのです父が家にある時には氣を附けて吳れますけれども父は小間物行商でありましたから始終他出することが多くて家に在ることが稀でありますす近隣の子供の樣に可愛がつて吳るゝ實の母が居てくれたらと是ればかり思ふて悲しく日暮をしたのでありますが忘れもしませぬ私が十二歳の夏の初めでありましたが或る日繼母より言附けられた仕事を怠つた所から酷く責められた其結句家を追ひ出されてしまつたのです始めの內は近所の人等が可愛相にと謂つて挨拶もして吳れましたが度々のことですから遂には又かといふて取合ふて吳れるものが無き樣になりましたそこで其晩は仕方なしにお寺の軒の下に一夜を明かしましたがさて朝となりまして空腹で堪へられぬけれども我家に歸る譯けにも行かず何も食ふものもなし只ウロ〳〵と京都の市中を步みまして遂に何心なく七條の停車場にまいりました人込の中でウロ〳〵して居ました所が年頃四十位の女で十二三位の男の子を連れたのが私に向つてお前何にしとるのと問ふたから何んにもせぬ此所らで遊で居るのだと答へた所が其女は何んと思つてか此所らへお出で好き者をあげるからと云つて私を連れて停車場の橫手の人の居

ぬ所に往つて合財袋の中から餡パンを三ツ計り取出して呉れました其時の喜びといふものは非常な者でありましたそれから色々のことを親切に尋ねて呉れますので私も子供心にツイ家を逐い出された始末を話す氣になり詳しく話しを致しましたらそれは可愛相じや姜がお斷りして堪忍して貰つてあげるから兎も角も姜の家にお出でといつて其連れて居ました子供と私とを連れて知恩院古門前の或る路次の家に行きました此家が其女の内であつたのですそれから親の事から兄弟のことから詳しく尋ねまして其夜は泊りまして翌日私の家に斷りして歸れる樣にして呉れるとかと思つて待つて居ましたらソウもして呉れませず其日も暮れて仕舞其翌日も其通り三日目の晩に其女の人が云ふには此内にはこの通り連れの子（停車場で連れて居た子の外に少し年の多い十四五位の子と都合二人あり）もあるし可愛かつてあげるからそんな惨い目に遭はすところに歸るよりは此家に遊んで居るがよいと云つて歸して呉れません其内二人の子供等とも心易くなり遊んで居ました所が不思議なことには其女の人も二人の子供も晝となく夜となく別々に家を出て久しく歸らぬとかある歸つる來ても三人のものは何とも話をせない只時々小聲で以て何か囁やいて居ることもある六日目か七日目かに大きい方の子が私に停車場へ遊びに行かんかといふから喜んで直に行くとにしましたら往く途中でお前は何と思つて居るか知らないが我々はあの女の人に使はれて掏摸や泥捧なんか働いて居る者だが調子のよい時には一日に何圓と云小使を親方から貰ふて甘い物などを買ひ又芝居や寄席に遊ぶことが出來るこんな面白いとは滅多に無いお前も其連れになれ是れから停車場で仕事をして見せるからお前は知らぬ顏して遠くから見て居れといつて停車場で其子が人込の中をウロ〳〵して居りましたが日の暮れ前に其子が無言で待合所の方から走て出て北の方に往きますから私もそうしたであらうかと不思議に思ふて跡から尾いて行つて見ると東本願寺の横手の人通りのない所に往つて己れの仕事振りはこんなもんだといつて女持の錢入に銀貨や銅貨取交ぜ貳圓二三十錢入りのもの一個を見せましたそれから新京極の芝居の前の方など人込みの中をウロつき家に歸りました其女の人や年の多い子等が甘いとを云つて私を釣り込む樣に仕掛けましたのです私は親の言附けに人のものは假令聊かのものでも決して手を掛けることはならんと嚴重に戒められて居るから世に盜賊ほど恐ろしく悪いものは無いと考へて居りました所が今日の當り其家に養はれ而も盜兒と友達になり共に悪い働きをした事かと思ふば子供心にも恐ろしく總身が悚と致しまして急に自分の家が戀ひしくなりましたされど朱に交れば赤くなるとか申す通りサシモに恐ろしく思ひしとも日を重ぬるに隨つて何ともの子供が立派なる盜兒と化しましたのは實に申譯のなき次第でござります私が斯くも淺間しき身の上に陷果てるまでには再三再四父の手許に引取られたのですが一旦染り込んだ悪心は容易に去らぬものと見へまして其都度家を飛び出したのです

それからチンピラ（悪少年のことこ）を使つて諸の悪事を働き居るもの〳〵内容を一寸申上げますが是れは多くは女の仕事です之れには夫々綽名がありまして假令は「チンレのお松」「幽靈のお定」「藥鑵のお春」といふか如く京大阪などには澤山あります其内緣の夫たるものは多くは警察の特務の下使所謂密告（犬とも云ふ）と稱するものでありまして此の密告を亭主に持つて居ると云ふことに就ては大に意味がありますと申しますのは少し念の入つた犯罪になりますと中々刑事の手ばかりでは容易に擧るものではありませぬ其時こそドーしてもそして其内緣の夫たるものは多くは警察の特務の密告の力を藉らねばなりませんから其密告なるものは常に大切にして置くの必要があるのですですから密告の犯罪と來ては賭博であるとか窃盜であるとか若くは前申したチンピラを置て不正の働きをなす等の類は總て默許に附せられてあるのですからして甲部内の特務が乙部内に居る所の密告の犯罪行爲を擧る樣なことは決してせないのでありますから謂はゞ陰然ながら犯罪免許を得て居るのですから或る程度までは悪事は爲し放題ですそこで少し顏利の密告になりますと收入が宜しうござ

りますからして絶へず情婦の二三人は拵へて樂んで居ますソー云ふ風で一方で犯罪が擧げらるゝかと思へば他方では免許を得て犯罪を働く奴がある世の中のことは總てこんなもので裏と表の區別あることと恰も芝居の舞臺と樂屋の區別あるが如しでありますそれから私は御承知の通り數犯を累ねた者ですから親兄弟親類は勿論人も相手にして呉れませぬからエヽ儘よ斯うなりや仕方がない一生を惡黨で遣り通す同し惡黨になるならば石川五右衞門や熊坂長範まではゆかずともセメては明治の義賊として世人に謳はるゝ身となつて見たいもんだといふ太い心を起しましてそれからといふものはアラユル惡黨の內顏利の相手には勉めて交際を求め日夜餘念なく惡事をする方法手段を研究致しました其結果巧に犯罪することゝ警察の網を免るゝことを研究して居ますから能々の失敗でなければ私は容易に擧げられませんでした犯數は僅か十八犯となつて居ますけれども惡事を働いたことは何十回か中々數は知れぬ程です

それから囚人の常として役人方に對してモウ改心致しますとか今度出獄致しましたら假令土を嚙んでも惡い事は致しませんなぞ殊勝らしく申しますが再犯以上になりますと中々以て改心なぞ容易に出來るものでありません偶々自分一己では改心せようと思ツても側の惡友連が改心させないのですから累犯中間で能く申ます「聞て恐ろし來て見てやさしいんで復來る監獄署」とは累犯者の心事其儘を言ひ現はした者ですソウ云ふ譯けでありますから何か非常な動機にでも促されて非常な大決心がなければ實際改心は覺束ないのです若し囚人をして改心させんとならば初犯者に對し充分なる力を盡されたならば相當なる効果は見ゆるでござりませう然るに私が知つて居る監獄丈けでも三四ヶ所はありますが就れも初犯囚よりも累犯囚の取扱に重きを置かれてある樣です假令ば懲罰の如きも初犯囚が反則をした時には初犯囚のことだからといふもので大抵のことはお叱り位で濟みますが累犯囚になると中々ソウは行かぬ初犯囚と同樣若くはズツト輕い反則でも彼奴は累犯者で仕方のない奴だからといふもんでウンと重き罰に處せらるゝのです實際役人方の所謂累犯者で仕方のない奴であつたならば中々以て懲罰位は何とも思つて居ないのです反則を行ふ前に於て此反則が發覺したならば減食何日とか暗室何晝夜とかチヤンと高を括つて掛るのです殊に他囚の利益となることか又は役人に抗辨の一つも遣つて懲罰を受けますと惡黨仲間では顏の利ける方ですから實は罰に對しては別段の感じがないのです然るに初犯囚と來ては私等も能く覺へのあることでありますが初めて監獄に這入つた時には見るもの聞くもの悉く強く心に感じまして悲しいとか恐ろしいとかいふ心が晝夜絕へないのでありますが其時代には暗室など聞たばかりでも恐ろしく感ずるので教誨師や役人方の言はるゝことは一々身に泌む樣であります此時に當りまして役人方が少しやさしき言葉でも掛けて下さると何とも言へぬ歡ばしい心持ちが致します私が初犯囚に力を盡されたならば多少の効があると申上げたのは斯る有望の時期があるからであります其時期こそ善心に立歸るか惡心に流るゝかの分れ路であります此時期を逸せない樣に適當の處遇を施されたならば改心させることはさまで六ケ敷仕事ではありませんなれど前申す通り今日實際の取扱方が甘く適中せないと私は考へます五矢先きへ持つて來て累犯者の極惡い奴が巧に前科を隱して澤山初犯囚の中に入り込むで居りますから其奴共が常に犯罪の方法手段を初犯者に教へる朱に交れば赤くなるとかそんな累犯者は常に監房や工場を共にして居るのですから惡化せらるゝのは勢止むを得ないのです然るに今日の別異法といふものは眞の形式丈けであつて決して初犯累犯の區別が嚴重になつて居ないけれども是れは官の方では中々其區別がお分りになりませぬから到底不可能のことゝ考へます兎に角囚人の處遇法は極手嚴しく少しも遠慮容赦なく紀律で以てドシ〳〵責めて責めあげなければ効はありませぬ左すれば「聞て恐ろし來て見てやさしいんで復來る監獄署」なぞ太平樂を吐かす奴が自然なくなるのです

我日本は犯罪人が年々殖へる其犯罪人の中で再犯以上のものが七分方を占めて居るとか聞て居ます

がそれは其筈です前申す通り犯罪人を擧げなければならぬ官署の裏面には一部の犯罪を奬勵否な認許するの實況があり監獄に這入れば前申す如き不適當極まる取扱ひがあるのみならず犯罪の傳播盛んに行はれ尚出獄後生計の途を失へるものを救護する機關の設備が尚未だ不完全なる今日であつて見まするればドウしても犯罪人が殖へる殊に再犯以上の者が多くなるといふとは當然の結果であるです或お役人が此節は犯罪者が大分減じたと謂つて喜んで居られましたが之は實際社會に犯罪者が少くなつたのでなくて犯罪者のあるとは以前とは遙かに殖へて居るけれども擧げられぬから一寸減じたかの樣に思はるゝのです若し從前の樣に一寸した賭博や小盜人までを一々擧げられたならば犯罪者の數といふものは中々減ずる所の騷ぎでなく驚くべく增加して居るのです私共も前申上る通り幼少の時より惡事のみ働きまして官にお手數を掛けまして洵に恐れ入ります二十年來の大惡夢が醒めて見まするれば是迄は實に莫迦の骨頂でありました然しお蔭樣で今日妻子を持つ身の上となつて見まするれば將來に向ひましては一の希望が出來ましてなりともいへぬ快感が起るのでござります私は囚人の口辯の樣に徒らに改心々々と申しませぬからドウか今後の成行きに就て御見分を願ひたいのですそれから序ですから監獄のお取扱のことに就きまして御參考までに少々申上て置きます

囚人が反則を致しまする其原因は何んであるかと申しますと種々ありますけれども要するに紀律の弛緩するといふことが最も重き關係を有して居るのです之に反しまして規律が極嚴重であつて見まするれば實際反則する心が起らないのです反則の有無とか其種類とかは實に規律の寬嚴を見分くる最便法ですそれからお役人が信實を以つてお扱ひになるといふことです如何なる惡黨でも義理人情といふことは多少辨へて居ますから信實を以てお扱ひ下さる役人に對しては反則をして迷惑を掛けては濟まぬといふ心が起るのです私は在監中幾十度と數の知れぬ程大小の反則を致しましたが平素信實を以てお扱ひ下さる役人の當番の時には一度も實行致したことはありませぬ是は私ばかりでなく

して總て囚人と申すものは皆んなものです身體衣服の搜檢のことです先づ衣服をお調べになるに其遣り方が多くの方々が驗れも一致して居るやうです是は二三監獄の實況ですが何れの監獄も恐らく同一筆法だらうと信ずるのです其遣方は第一に帶を解かせ次に兩手にて首筋から左右へ襟をすごきそれから兩腋の所を搜つて見る只それ丈で濟むので其外には少しも搜檢の手の觸れぬ所がありますそれは袖口です如何に注意深いお方でも袖口にはお氣が付かぬのです私等は多くの反則品は其袖口に包藏致しましたが發見せられたことはなかつたのですソレから身體の調べ方は監獄によりては少々異つて居る樣ですが身體中にも役人方が氣の付かぬ場所が一ヶ所あります普通ですと口中とか耳朶の後とか手足の指間とかで肛門を覗くとか腫物の膏藥をメクつて見るとか繃帶を解かせて檢べるとかいふことは餘程注意深き役人でなければ遣らるゝことはない其氣の付かぬ場所とは陰囊の裏です私は二十年間只の一度も其所を檢べられ又檢べらるゝを見たこともないです其所に飯粒に

て貼り付け置けば洵に安全の策です然し此法は囚人でも普通の奴は中々知りませぬ

監房內に物品を包藏することは容易に出來ます如何なる完全なる監房でも普通人の氣の付かぬ所が一ヶ所や二ヶ所位は必らずあるのです第一監房の柱や樞なぞ總て四角ものを用ゐてあるのが包藏には頗る便利なのです若し監房の柱なぞが圓柱とか多角形のものであるとか取付けの角物が蒲鉾形のものであつたならば決して包藏も出來ず切斷することも容易には行はれぬのです監房の柱を切るには獲物に依つて異るけれども多くは釘です釘で以つて切るには柱の內面を可成疵の付かぬ樣に方形に切り取り其內部を釘尖にて鑿るのですそして止めんとする時には其切拔きを蓋して置くのです一寸發覺はせぬけれども成効までには中々時間を要するですから往々失敗することがあるです若し其柱が圓柱であることが多角形のものであつたならばそんな細工は中々出來るものでありませぬ追々監獄建築法が進歩致しますれば斯んな構造になるでしょうよ又監房の柱や板なぞに節穴がありますが巧

に蓋を掩へ内部に包藏すると一寸發覺を防ぐことが出來ます

反則品を監獄内外より出し入れをするには假令は叭の如きものならば二重底とするのです是は運搬人足等と共謀せねば出來ぬ仕事です密書其他の物品を監外人と遣り取りするには第一出獄人と能く申合せ置き人民扣所の腰掛臺の裏とか仝便所の蹈板の裏とか又は受附所にある物を載する臺の裏とかいふ樣なる所に貼付し置き掃夫か便役夫なとを使用せば是亦容易に行はるゝのです或る監獄に於ては日清戰爭の時に新聞の號外を右の方法に依て日々見ることが出來たのです又烟草でも食物でも自由に得らるゝのです反則を行ふ方法手段と致しては種々樣々ありますけれとも第一危險なのは雜役夫、掃夫、炊夫、看病夫等です是等の者共は多くは賞表附とか行狀の良きものとかを撰んでありますから役人方も自然氣を許さるゝから自由がきく自由がきくからして是等の者共が總ての反則の媒介をするのです

看守の方々も十人十種といふ風に種々と風習が異は總ての囚人等が神樣と異名を附して居た位です監房を巡回せらるゝにも種々と流義がありますが表面裏面と間斷なくコツ〳〵巡回せらるゝお方は兎角房内の動靜にお氣が附かぬ只巡回せらるゝまでのことですから反て反則が行はれ易いです之れに反して巡回は多くせられずとも監房の一端で靜かに聞耳を立てゝ房内の動靜に注意せらるゝお方と來ては恐ろしくて油斷が出來ないのです殊に就寢後に至て此手で遣られましては總ての反則が出來るものでありませぬ

上官のお方が囚人の前で部下の方をお叱りになると上官の去られた其後で上官のことを惡樣に陰口を云はるゝお方がありますし私が或る監獄の分房に拘禁せられて居ます時に上官のお方が巡視になり巡回の看守さんに對して戒護の遣り方が不注意だとかで大にお叱りになりました後で看守のお方が云はるゝには何時もゴテ〳〵と八釜敷怒鳴るけれどもそう記帳面に出來る者でないよ云々之を聞て私は妙な感しが致しました又囚人の前でなくとも手に採る樣に能く聞ゆる場所で大聲で以て部下の

つて居ますが概して多辨のお方は囚人共が輕蔑して居ます一寸した反則を訓戒せらるゝにも只の一言で濟むとを十分間も二十分間も饒舌り續けを遣らるゝお方がある囚人側では大抵のことは忍んで聞いても居ますが短氣な奴になるとツイ口答へをするソラ官吏に對して抗辨をしたと云ふのでサンザ遣り込められた其結果懲罰を受けねばならぬ洵に割の惡い話です之に反しまして寡言のお方は自然畏敬の心が起り何んとなく頼もしく思ふのです私が或る監獄に拘禁せられてゐます時に鹿兒島のお方で珍らしく寡言のお方がありました必要以外の言は眞に一言も聞いたとはありません夫に其お方の遣り口に感服致したのは工場内では一定の場所に直立して居らるゝ餘程必要なることでもなければ其位置を動かるゝ事はないそして眼の球はくるゝと働いて工場の隅々まで行屆いて居る其眼の球の動く割合によく視ゆるか否かは一寸疑問ですけれども兎に角そういふ風に遣らるゝと少しの油斷がない樣に見へまして反則する餘地がないのみならず自然其威嚴に畏るゝ樣になるです其お方をお叱りになるとか何か爭ひ事などをなさることは屢々聞くことでありますが元來囚人が役人方を輕蔑致して何んとも思はなくなるのは斯ることが大なる原因となるかの樣に思はれます

看守さんによると種々なる秘密事を囚人にお漏らしになるとか或は反則などを默許せられます成る程囚人の側では有難く思ふのでありますが其有難く思ふと同時にです役人は役人らしくせられたがよかろうものに斯くまでも秘密を打明けたり反則を默許せられたりしては何だか囚人の歡心でも買はるゝ手段ではあるまいかとこういふ心が起る實は其お方の心事を推察致しますと寧ろお氣の毒に思ふ感じが起るこの感じが起ると同時にまた其お方を何となく輕く見るのです役人として囚人に對して聞かす事の出來ない秘密を漏らして呉れたのだから其お方を親とも親友とも思はなければならぬ筈のものが却て輕く見るなゝは實は不人情極まつた話で如何にも囚人根性といふものは一寸常識では觀測が出來難いものですよ

監獄敎誨のことに就て少考へを申上げます前以て

お斷り致して置たいのは私等の分際として監獄教誨のことなどを彼是申すは甚だ以て申し兼ねたことですが實は私が申上ることは二十年來獄中に置きまして親しく實驗致しました結果でありまして世間並の卓上論とは聊か違ふ其違ふ點を能く記憶して戴きたいのです

監獄の教誨は儒道にするがよいとか耶蘇にするがよいとか何とか種々の說もある樣ですが私共には左樣な高尙な問題は解りませぬけれ共私の考へでは神樣でも佛樣でも孔子樣でもキリスト樣でも誠の道を教へらるゝことは孰れも同樣である孔子樣は誠の道をおすゝめなさるけれども神樣や佛樣やキリスト樣は誠の道をお嫌いなさるといふことはないたゞ誠といふことを教へらるゝに表道からするか裏道からするか左からか右からかといふ差別があるまでに過ぎないことと考へます此考へにして間違なしと致しますれば決して彼是と良否の區別を立てることは出來ないことは明らかである要するに佛教なら耶蘇と我政府から定められたものに依るのが一番宜しいそれで澤山でありますそこで今日の所では佛教であつて其佛教中の眞宗が採用せられてあるから其眞宗の教へに從ひさへすれば少しも間違ひなく誠の道が得らるゝのであつて潮に結構ですが其之を教ゆること即ち教誨を行ふに就ては如何なる方法を採るのが宜しいかといふことを研究するのが一番肝腎です若し其法方が宜しきを得ませぬと折角の御趣旨も恰も無の効如くなつて仕舞ふのであります元來囚人の多數は教誨を聽く氣のない奴等はかりですからして聞かせる樣な方法に致しませぬと如何に結構な有難き教誨でも馬耳東風と聽き流しにするので先づ普通の遣り方は始めに極六ケ敷ことを陳べて置て終りに譬喩を引て其六ケ敷ことを解り易くせらるゝのでありますが偖て充分聞く氣のある相手であつたならば能く了解も出來るでせうけれども元來聞く氣のなき囚人に對してはソウいふ遣り方は多くは耳には這入り難い方です何せならば始めの六ケ敷ことで早已に又かといふ厭氣を起しますまいと思ふ要は聞者の耳から入れて以て心の僻を矯め直すといふに過ぎないのですから果して實効ありとすれば監獄の威嚴を損はぬ限りはどんな遣り方でも差支はないお話が少々極端に走る樣ですが若し假りに落語や人情話樣の遣り方が罪囚感化の上に大に効能ありとすればドウでしようか然し落語や人情話が實効あるからと謂つてマサカ話家を引張つて來て囚人に之を聞かすといふ譯には參らぬことは申すまでもなきことであるが少くとも教誨其者の遣り方に就ては研究すべき價わりと思はれます

それから教誨中に佛語だか漢語だか解からぬ言葉が澤山ありますが注意深いお方は何々といふことは平たくいへば何々といふことだと解る樣に示さる

是は一向無意味に聞流すのですが教誨中稍耳を傾けますのは其譬話にあるのです故に若し其譬喩が面白かつたならば一般の氣受は宜しい樣ですがマヅイと來ては何ともお話になりませぬ實際囚人の內幕といふものはそんな若です元來否應なしに云はゝ強制的に聽かさるゝのですからそんな風になるのでせう彼の信者の人達が貴重なる時間を費してお寺詣りを致しますのとは大に其趣を異に致します斯の如くに普通の聞者と全く異ふ所の聞者に對して矢張り普通の聞者同樣の遣り方をして眞正面から聽かそふとするのは駄目である已に聞者が普通とは異つて居るとして見れば隨て遣り方も亦之に應じて變更せなければ受附けて呉れぬ筈です假令ば落語であるとか人情話であるとかいふ樣なものは浮れ節とか調子とかいふ樣に其節の調子が面白いといふでもなく只話其ものが面白いとかこの話はそんな所に落るであらうかとか如何な所で局を結ぶとかいふ位なことで別段是れといふ面白味は無い樣ですがサテ實際はドウであるかと申しますと多くの人が貴重な時間と金錢を投じて態々聽聞に出掛けるのですから慥かに人の感情を左右する一種の魔力でも持つて居る樣に思はれますそれで私が考へて見ますに素より教誨と落語などゝを同一に視ることは出來ぬけれども如何に有難い教誨であるからと謂つて必ずしも紋切形といふ風にお定りの調子に遣らなければならぬといふ譯はあるまいと思ふ要は聞者の耳から入れて以て心の僻を矯め直すといふに過ぎないのですから果して實効ありとすれば監獄の威嚴を損はぬ限りはどんな遣り方でも差支はないお話が少々極端に走る樣ですが若し假りに落語や人情話樣の遣り方が罪囚感化の上に大に効能ありとすればドウでしようか然し落語や人情話が實効あるからと謂つてマサカ話家を引張つて來て囚人に之を聞かすといふ譯には參らぬことは申すまでもなきことであるが少くとも教誨其者の遣り方に就ては研究すべき價わりと思はれます

それから教誨中に佛語だか漢語だか解からぬ言葉が澤山ありますが注意深いお方は何々といふことは平たくいへば何々といふことだと解る樣に示さる

ゝけれども六ヶ敷ことを列べて解らうが解るまいか無頓着に言放しといふのが随分澤山ある様ですから折角教誨の筋道がたつて面白く聽聞しつゝあつたものか其所謂六ヶ敷ことが交るためにお話の緒を取失つて仕舞つて薩張り解らなくなることが屢々あるです素人の常として何の事やら一向譯けが解らなくとも六ヶ敷高尚なことをば能辨で以てサラ〳〵ト遣つてのけらるゝといふとイヤ中々上手だ實に立派なものたナンか謂つて無暗に讃辭を振撒くものが間にはありますからしてそういふ人氣取りの爲めに故らに右様の遣り方をせらるゝ譯でもないでしようが兎に角爲かそふ聽ふといふ一段到ては私と同感のものが澤山ある様です御承知の通り囚人の大多數といふものは無教育で理解力に乏しいものですからして通俗的に談話的に極解り易く説て聞かせて頂かねば中々以て會得は出來ないのです

私が或る監獄に拘禁中ある教誨師様の教誨には實に感服致しました其時代に聽聞せし教誨は今日でも記憶致して居ります私が感服と申すのは教誨の態度は勿論話振りも其遣り方なのです其遣り方は通俗談話的で如何なる愚昧なるものにても能く解り易いのです其方の高徳なる爲めか多數の囚人其は其教誨を聽聞するのを樂みに思つて居るです成程總囚教誨の遣り方は是れでなければならぬと思ひました是迄度々聽聞せし事柄を何遍繰返し聽聞しても少しも倦ひといふことがないです恰も膝を交へてお話を承る様で能く解りますそして第一御自身の心を聽者の心に通はせての教誨でわるからドウしても感せずには居られないのです成る程滑稽とか諧謔じみた所はわるですが深く了解に苦しむ道理をば滑稽諧謔を加味して以て愚な者までも會得することが出來る様にせらるゝには實に感服の外はないのですそれから普通の遣り方は一場の教誨の中には譬喩とか例話とか申す所の甚だ長い話がありまして教誨の央以上は飽度時間を要するのですが其教誨師様のはそうでない極短いのが二ツも三ツも都合によると五ツや六ツはある様ですソウして其例話が聞者の境遇に適中する者が多いので感じが一層深いのです例話一題の爲めに教誨時間の央ばを費やしまして幸にも之れが聞者の多數に適中すれば頗る妙ですけれども如何せん意思境遇の同しからざるもの、多き罪囚のことですから中々そう甘くは參りませぬそれから餘り釋迦に説法の嫌ひはありますが序に申上ます教誨に依りますと云と所謂未來の救濟即ち死後の覺悟に就て教誨せらるゝことが兎角主となる感じがあるのです未來の救濟死後の覺悟といふことが人に必要且つ急務といふことは私しも信して居るのです今之れを監獄内で聽聞させて頂くといふことは洵とに結構には相違ありませぬけれども多數の罪囚等はドウであるかと云と未來の途行よりも現世の途行に迷ひつゝある者ですからして先づ以て其踏み迷ひつゝある惡しき途からして正しき途に立歸る其途行を教へて頂くのが一番必要であるのです例せば吉野の花を探らんとて道に踏み迷ひつゝある人に對して其花の美しきことはかりを教へて置て其途行きを示さぬと同じ譯ではありますまいか或る人の話に來世を説くには順序として現世及び過去を説かなければならぬからして主として來世を説かば現世のことは自然に其途行きが分つて來るのであると如何にも理屈としては御尤もでしようがそれは相當智識ある學識ある人にして始めて分るのであつて差し詰め目前の途行きでさへ分らなくて迷ふて居るものに向つて主として來世のことを説た所で何が分るものですか來世のことが分らぬとすれば現世の途行きが分らないのは當然のことです

それから多數囚人の中には宗教てふ觀念のなきものが随分澤山あるです又信者と申す部類にも何宗とか何派とか種々に分れて居りますから各自身が信する宗教が一番勝れて尊いものと信して居ますソコデ若し他からして自分の信する宗派を少しでも惡く云はるゝことがあると大に感情を惡くするのですそれはその筈今日身分のある立派な方でも宗派爭ひとか何とかで随分と外聞の惡い振舞ひをなさる例は珍らしくないですからして監獄教誨としては餘りに我田引水的に遣らるゝのは餘り面白き結果を見ないのですこれは或は私の偏見かもしれませぬが教誨に巧者なお方ですと中々以てそ

んな嫌ひは少しもないです何宗でも何派でも若しくは無宗教者でも總てに通して守らなければならぬ道をお示しになるのです監獄教誨のことに就て今少々申上げたきこともありますなれど下らぬことばかりで恐縮ですからこんなことに致して置きます

◎三日旅路

德島　大西辰衞

左の一篇は余の今回旅行せし小天地の見聞を事實に記述せる處にして更に架空虛圖の說にあらざるは自負する處なるも何分行李倉皇の際とて申訳は證見誤聞なきを保し難し讀者之を諒せよ

三月二日余は懲治者板東〇〇を神戸監獄洲本分監へ押送すべく出張の命令を受けた、出發が三日、歸廳が五日、豫定日數が三日間である。

三月三日、晴天、淡路行の滊船は毎日午後二時富田港を抜錨すると云ふが、氣懸りであるから、いつもより早く起床して朝餉を濟まし、富田港の德島回漕合名會社に行つて、船の出港有無を尋ねた處が大阪汽船會社は午後二時に出港する滊船があるも六時の處を示して居るが、滊船の委は愚か、小船の一艘も入港しない。

小春日和の薄暖き正午過ぎ此處、彼處に養顏條々たる缺伸の聲も聞える。

淡路行の船客としては七名相前後して待合室に這つて來た、爪を黑ふ染めなした紺屋の手間、大工道具を持つて居る、職人肌、三十前後の吾妻コートを纏ふている商家の妻君、ソレから額に寄る年波を示して居る五十乃至五十五歳範圍程度の老媼一人、話に據ると二十年前加田の農家へ嫁して久し振今年初めて鄕里齋田の姪を尋るべく歸つたとの事である。

大阪行の船客も六七名來合して例の雜談を耳にし時の過ぐるのも忘れて居た。

午後四時と云ふに缺伸の種を製造する原素となつた淡路行の滊船は長音に滊笛を吹きつゝ入港した。

乘客は一時に動搖鳴いて切符を買ふべく噪つて居る余は僅か十名内外の乘客に騷いで切符を買ふべき必要を認めぬで泰然と構へて最後の障害と反抗と謂ふ、それなれば安心と家へ引還して性來の焦ちは眠こして居られぬ、急ぎに急いで晝食を早目に喫したが餘り噪つたので二度までも咽んだのは自分ながら哄笑せずには居られなかつた。

午前十一時と云ふに結束して登廳、出發届をして懲治者と一件書類を受取り富田港指して行つたが、懲治者が比較的新らしい瓦斯縞の綿入着物に飛白の羽織を着て居る處から恰度睦まじい兄弟が東京の博覽會見物の爲め旅途に上りつゝあるだろう位の外觀的評言も有つたかも知れぬが、余はそんな氣樂な旅行ではない。

富田港の回漕合名會社船客待合所に到着したのが、正午十二時を過ぐること二十分、自分二人の外に船客らしい者は猫の子も來合して居らぬコイツ不審だと思つて滊船は出港したかと問へば、未だ淡路行の滊船は入港しないと云ふ然らば切符は賣らずやと云へば、切符は入港の上ならでは發賣せぬと謂ふ、成る程尤もの話しであると傍らの粗末な腰掛に小憩して旅行日誌を認む。

一時は饒と有つ、時計は丸々と休みなく長針路に

も受けないで、其當の目的を達したのである。

觀覺を敏活せしむるの外何等の要もない余は折鞄一個を提げて乘船した、時は四時を過ぐること二十二分。

淡路行の滊船は當縣南部地方の漁業場の貨物と船客とを積んで由良を終點とし一足飛に大阪に航行するのである、船名は紀伊川丸、船籍は大阪南安治川の大阪商船株式會社で、總噸數が二〇九噸一、速力十二哩七、滊鐘は竝形、滊機は聯成冷滊で、トエンスクリユー（兩暗車）である。

此滊船は千八百九十二年即ち明治二十五年大阪鐵工所ドックヤード（船渠）に於て製造せられ、總體木造、信號符字は日JPQ滊鐘製造所は矢張ヲヽサカ、アイロン、ウオーク（大阪鐵工所）であることは羅馬字にて機關シリンダー（滊筒）の上部に鑄出されてあるから、ソレと分明る、機關ナムバーが八十二即ち大阪鐵工所に於て第八十二回目の製造が此機關である。

どちらかと云へば老朽船であるが明治三十九年十月四日大阪海事局の檢査證が阿波國那賀郡椿港を

發し……を經て淡路由良に至り大阪に往復する航路には差支へないと證表してあるから破船等の虞はない計りでなく財貨、人命を船に托しても安心であると余は懸念を解いたのであつた。

滊船は四時三十三分に錨を拔いて機橋を放れ徐々に進行を初めた。

懲治者は向ふ一年間鄉里の地を見ることが出來ないから名殘を惜むべき爲か、將た好奇に驅られた爲か、甲板に至らんことを余に願ふのである、余は其心を諒し快く其乞を許し相携へて機關室上の甲板左舷部に登つた。

滊船は萬代新田の所まで六位の速力で進行し沖の須を左回しては九の速力に增して航行するのである、實際此の伊紀川丸はフールスピー（全速力）で十一、平常で九の速力である。

別宮口、今切口、廣戸口を西に見て船は撫養に向つて航行する此邊の海濱は一體の白砂青松である、余の如き始終陸上生活して居る眼には何んとも形容のしようもない位い氣も心も淸々しく、寒き夕風の身に沁むのも、積年の煩惱も、之れが爲に洗ひ去られたやうな氣がした。

眉山は薄墨の如く、鳴門は鎭守の森の如く、回顧すれば猪山は鎭守の森の如く、眉山は薄墨の橫線を刷毛にて引いたかのよ！、叟瞳に映じて餘す所はないが船の進行と共は此等の景致は親力の及はない處となつて雲か、霞か、將た水かと疑ふばかり、積雲の內に消え去つた。

船は東北の針路を轉じて西北に向ひ十一海里の航路、撫養港に向ふのである、夕日は赤く將に六尺にして西山に沒せんとするの景は、朝暾を仰ぐの景も倘ほ及ばざるの思がある。

午後六時入港を汽笛に依つて報ずる、此邊の海濱は間に足らざる松の枝を交えて長き砂路に生ひたる樣文晃も克く畫く能はざらんか？

六時三十分些の貨物と乘客の交換積載を了へて拔錨した、太陽は既に西山に春いて僅かに餘光を中天に放ち近き山々は稍濃く影を村落に寫して次第に四面模糊となり眼界僅かに船體を認むるのみとなつた。

甲板視察も既に業に疲力の及ばない處となつたから懲治者を促して余は再び船室の人となつた。

ケビン（船室）の乘客は盛んに會話の交換をやつて居るが、余は親ざる、聞かざる、言はざるの坐禪的動作を執つて居つたから、誰よりも話頭を向けられない、愈沈默を守つて唯汽船の發着時間を日誌に認むるのみ。

撫養よりは六浬二分の一の福良港へは七時十五分と云ふに入港した、此地は名高い製藥の地で神仙龍麝丸は此所より賣出されるのである。

福良港では盛に荷物を積載した乘客も十五名計り乘込んだ、七時五十五分に拔錨して船首を東南に押登の鼻、潮崎を越へ、航行すること三十分漸次に針路を東方に轉じて沼島に向ふ。

沼島は俗に「沼嶋千軒と云ふ」人家のある所で僻陬の漁村である、福良よりは十浬半の海路であるが交通の便開けてより子女は大阪地方の屋人たらんとして鄉里を去るもの澤山あるそ！である、語調は阿攝兩國語を析衷して二除したかのやう獨特の未だ嘗て聞かない訛言を遣ふのである。

九時十分に沼島に著港したが錨を卸さないで進行を停止した此處では例の訛りある婦人二名と三十絡好の漁民らしい者二名を乘せて十分時と經たない內に機關の運轉を初めた。余の到著地點は時の移るに從つて近づきつつある。

沼島フローム由良間は十二浬で此の航海一時二十分間依て十時三十分に無事余等を乘せた紀伊川丸は白き由良要塞砲臺を左舷に見て徐々港內に進行し適當の處にアンカーデッコー（拔錨）の號令は船長より水夫に命せられた。

アンカー、チェーン（錨鏈）のサイド、ホール（舷孔）を摩るけたましい音に船客は一時に夢を破つて瞬起するもの、旅囊を纏めるもの、服裝を改むるもの、乃至あさひを煙に吹かすものもある。

紀伊川丸の滊路寄港は是れが終點であるから甚麼しても余等は此船を去らねばならぬが時既に夜半。陸上の民家は正に南柯の夢に就きつつあるであろふ余は余一人であれば如何樣にも仕樣もあるが連には〇〇がある。

右考左思余は由良に上陸すべく決心して寒き夢に結ばれつつある懲治者を搖起し一年間假りの鄉里の地に着きし旨を渠に話した。

渠は長伸一番未だ去りやらぬ故郷の夢の懐かしげに朧ろなる眼を摩する。

以上の航海は至極平穏で余は嘗て長航海に經驗した事もあるから余の家にあると同じ心持の更に何等の疲勞も覺えなかつたが、渠は少し船暈の氣味が頭痛を感すると云ふ。

余は渠の一夜の假の兄、渠を慰撫し、衣紋を正してやつて上陸すべく艀に乘移つた。

由良に上るべき同行者は十二人、此中の一人が儂い船に乘替へて洲本に行くと言ふ、余は此時余の心臟は僅かに皷動したのを今にも覺えて居る。

聽覺は昧覺たる日舌に動力を命じたかのやう、余は此時儂い、に對して洲本行の船は有るかと問を起した。

淳橫らしい粗末な服裝をして居る漁民らしいのが、余に向つて船は此先の沖に碇泊して居るのが明日の朝出港するのであると親切に話して呉た。

余の今迄の書策は此言葉に依つて根底まで消え去つた余は此好都合を耳にせられたる渠漁民に向つて心窃かに感謝の意を表せずには居られなかつた。

余は此一刹那其汽船に乘替るべく方向轉換を艀船頭に要求した。

船頭は唯々として徐ろに船首を轉じ優々漕き行くのである、時は十二時に垂んとして夜氣深く、寒風微々たるも猶克く身膽を徹振せしむ、眼を俯仰すれば疎らなる雲の間より光を放つ星と怪しげなる空の其雲色に明日の旅行を案じつつ四面模糊たる海原の景を朧に眺め、櫓串の軋る音を聞きつつ七分時にして目的の汽船に乘ることを得たのである。

乘替えた汽船は大阪商船會社の持船、勝浦川丸である此船は紀伊川丸よりは遙かに大きいので、嘗て阿撫間航路にも當つて居つた事がある余も以前に二三度は此船に乘つて京阪地方へ旅行したことを記臆して居る。

由良から洲本までの汽船賃二人分十六錢と四錢の艀賃を支拂ひ天井の低い船室に潜り込んだ。

夜三更寒さ愈加はりて堪ゆべくもあらず、ボーイを呼んで毛布はあらずやと聞へばお生憎船員使用の外餘す處一枚もなしと云ふ。

余は粗末ながら外套も持つて居る、襟巻も比較的防寒に堪ゆる丈けの價値あるから不充分ながら朝迄は背越せない事もないが、傍らの慫恿者は切りに身を顫はせて居る、蒲團の請求を渠は仕た譯ではないが寒いからの爲であらうと思ふと、罪は成せども其心根が傷はしいが又手何ふも仕樣がない百法盡きて余の外套の半ばを渠に與へ船の五時に出航するのを待つべく一睡を貪らうとした。

したが因果と什麼して寢る事が出來ぬ。儘よ一夜徹宵するとも僅か四時間の辛棒であると腹這ひになつて日誌を綴き走り書きに足らはぬ記事を塡めよーとしたが、又不思議と容易い文字にト詰つたり、旅途の狀況が混亂して秩序を得ぬ處から折角の日誌も僅か半ページ位で中止し、再び眼を閉ぢて見たが矢張以前と同じく意識の働が敏活で其目的を達する事が出來ぬ、徒らに用もない時計を出して見たが恰度三時三十分を示して居る昔しの七ツ時に近い寅の時である、斯樣に煩悶を續けてヤツと五時まで耐忍した。

今まで靜かであつた船は急に騒がしく機關部に人聲がする、ヤレ〳〵最う船は出港するのであると思ふと急に睡くなる、又從つて寒さも薄らいた樣な氣がする、人も或場合には勝手な心も起るものである。

勝浦川丸は豫定時間より十分遲れて錨を抜き東北の針路四哩半先きの洲本港指して進行した、是も九の速力で走るのである。

朝日の出るまでは一段と寒さの身に泌むのを感へた、甲板に上つて日誌の種を作るべき勇氣もなく土蜘蛛同樣ケビンの一隅に外套を被つて、只管其の船の……洲本へ着くの觀念より外に何等の思ひも浮ばぬのであつた。

三十分間あれば間違なく洲本に着くといふ船員の辭に僞りなく五時四十分少し前に洲本港に着いた。

是れで余は淡路の往行旅途を終へたのである。

德島富田港から洲本港までが四十四海浬二分の一である元より直航でなく上記の四港に寄る迂路も積算してである、此汽船賃が三等二十一錢二等六

十三錢といふ安價である、まだ其上に粗末ながら夕食も呈せらるると云ふのである、ソレは今競爭航路となつて盛に乘客、貨物の吸收に力めて居るからである、ソレから此航海間が由良港まで六時間かゝる勿論船も遲いが……。

三月四日、朝曇り後晴、朝暾は血沼の海の彼方に現はれているらしいが、東の空一面に綿をほぐしたやうな雲が遮さつて、まだ物色界が定かならぬ。

懲治者を促して、棧橋より陸に上つた此邊一體矯奢なる家屋の建ち並べるは遊里の巷なるべし、西に向つて一ト筋道を辿り〳〵歩んだが達すべき目的地點は西か東か將た北か殆んど夢路を辿ると云ふのは丁度此の時の事であつたらふ、行くこと一町餘にして商家の障子に光り射すのを見て神にでも出遭ふたかの思ひして案内を乞ひ其の行路と地點とを問ふたのである、三十前後の親切らしい妻君特に余の爲に途に出で街路を示さる余は心からの謝辭を述べ西下半町右折して一町餘更らに左折して濶き街路に出づ。

此時旭は雲を拂ひ麗に余の後方より光を放つ、爲に視界廣ふして眸瞳に映するもの盡く新らしく行く〳〵左右に眼を放てば左して洲本警察署、洲本神社、洲本町役場あり、右には新築せる洲本尋常高等小學校、西に隣りて高等女學校あり（後聞に依れば洲本尋常中學校）もあり、其街路三町餘にして行當りは左右に通ぜる廣漠たる地にして西に偏し石壘あり、前に堀を控ゆ、眼を少し遠距離に放てば小丘帶あり、嶺上には城趾ありて、幕政時代の昔を思ふべし、

由來此地は往古豐臣攝政時代に於て阿、淡兩國を合して二十五萬七千九百石（此内五萬八千石は淡路）の譜代大名として帝鑑の間を司どる脇坂中務大輔の領土たりし以來山内家として藤原の系統たる松平土佐守の所領に移り曳て德川時代以後源姓の蜂須賀阿波守の封土となり一番家老稻田九郎兵衛を城代と爲したるの地、所謂屋移り、物變りし明治の今日に於て其本城とも云ふべきの地礎は洲本區裁判所、洲本懲治場の敷地となつたのである、余は此風景を見て歷史的の感想油々として起り轉た昔を偲ふに堪へなかつたのである。

此地勢前に大阪灣を控へ紀伊山脈薄く東南に眺むを得べし、海濱は數町の間翁鬱たる松樹枝を交へ、清瀧たる海水は白き砂の汀を洗ひ、丘上には點差して年老りたる杉、檜、松の枝振妙に生ひ茂れるさま旅情を慰するに値ひあり。

夜來の寒威は殊の外身に泌むも道理、道端の姫芝は雪の降りたらんやう霜の厚く結びてあるのを見た。

洲本區裁判所の左に隣して平民的質素に出來て居る建物が即ち神戸監獄洲本分監である、余は石門柱の脇より這つた。

見渡せば門の内直ぐ左りに人民控所がある其西南に二間半に三間？の新築瓦葺日本式の建物がある是は分監長の官舍であるそうな、此建物の乾隅と本館？事務を執るべき白壁塗の洋館が約二間の直角距離ををいて建つて居る此空間に清洒な中門と垣があつて中庭に松、槇等の樹木を配置よく植えられてあるのが見える。

本館は八分二に通り抜けの通路を設け左して入口を這れば受付此東南隅が方一間の應接室、是等の西部平面が事務室である、茲處には分監長が應接室を背にして机がある、是に向つて春慶塗の机が三脚、是は教師二名と看守部長一名の席である稻西北に偏して白木造の高い小さい机上に蘇鐵の木の中を刳り取つて花瓶とした物に（八ッ手）を三本計り無雜作に挿されてある此花瓶の東に南向きに二脚の机がある是は事務看守の椅る處である。

道路の北一間巾の處には物置、宿直室及び接見室がある、接見室は德島監獄の以前の様な構造である。

此本館の西に外勤看守の休憩所及び二課事務の如き事を執るべき腰硝子入りの障子と、足元煉瓦敷の事務室がある。

余は六時に三分前を云ふ時に、此本館の八分二の通路に立つて案内を乞ひ刺を通じた、押丁らしいもの出で來つて余等を看守休憩所に導いた。

吏員の多くは未だ出勤せられぬ、只當直者の二三が圍爐裏を中に雜談して居るのであつた。余は吏員に一揖し其意を告げた、吏員は時刻も早ければ今少し待たれよと云ふ。

時恰も六時休憩所の傍らに劉亮たる喇叭を吹奏す、其何たるかを問へば懲治者を點檢すべく信號の喇叭を吹くのであると答へた。

懲治者は休憩所前の廣き場所に何處よりか三々五々相伴ふて嬉々として相戯れつゝ集合する、中には口笛を吹く、談笑する、恰も小學校運動場を觀るの感がある、服裝は淺葱洋服仕立で頭に同じ色の鳥打帽子を戴き、足に藁草履を穿つて居る。

六時を過ぐること三十分前後十名内外の吏員は續々と出勤する、察するに七時の登廳らしい。

吏員の服裝は一般のそれとは趣を違へて居る、服地は勿論羅沙地であるが第一に袖章がないから看守部長看守の見界がつかぬ、胸釦は矢張櫻花浮かしの丸釦であるが余等のよりは遙に小形である其釦掛の下の方は開き氣味に下へ斜に截たれてあるソシて帶劍して居らぬ。

帽は白の額卷はなく全で黑羅紗で帽章は櫻花を籠拔きに金糸にて繡ひ、其中にTNを重ねて之は銀色糸で刺されてある余の行つた時分は春とは言へまだ朝寒の時であつたから吏員は總て外套を着して居られたが勤務に就かれる時には就れも脫いで行かれる余は園丘裏に暖を取りつゝあつたが吏員の一名余に向つて此方へと云ふ、導かれたのは例の煉瓦敷の所で茲に二脚の机と椅子がある余は一の椅子に紹せられた、對せるは四十前後の粗髯を貯へた丁寧威嚴を保つて居る人、余は部長ではあるまいかと豫想したが、果して喇の交換に依つてソレなるを知つた。

例に依つて初面識と寒暑の交換辭義をやつて、余は懲治者を引渡すべく一件書類と是に附帶せる參考ともなるべき要項を悉敷話すのであつた。

部長は一應懲治者と身分帳との對照的調べを終へて渠を吏員の一人に引渡した、吏員は直ちに渠の更衣を爲さしめ、私服は無雜作に纏めて太布の搾り口になつて居る袋に納めて懲治者を何れへか連れ去つた。

此間に一人の懲治者は何か惡戯をした爲であろふ上着の縞入を剝かれて襦袢一枚で事務所脇の倉庫の前に直立の罰を科せられたのを見た。

懲罰としては全然無效果で管僅かに直立一時間、

乃至二時間を科するのであると云はれた。

余は更に部長に向つて此度の出張は主として懲治者押送の爲であるか、傍ら余の分掌的職務即ち敎育上に於ける視察をも含まれている處から差支へない限り視察に便宜を與へられんことを要求した。

部長は其意を諒し余を本館事務室に導いて余と左の問答をするのであつた。

當懲治場は感化を主として居るから渾ての點に對し平和主義を採つて居る、懲治者敎育は在來看守の中の者が其衙に當つて居つたが甚麼も其職權が行爲に現はれて甚だしく感化的の方針に悖る處から本年一月より全然內部の改革を行ひ、今迄誨敎師が精神的の敎養から敎誨もせられて居つたが是を全廢して(由良感化船の方も)今では敎育家として多年洲本小學校に敎鞭を執つて居られた斯道の經驗家として學德を備へて居る敎員二名を聘して專ら敎育に力を注いで居る、其成績ですが……未だ夫れ以來日も淺いので確たるお話は出來ませぬが見た處では決して惡いとは言へぬ、左樣人員は昨日(三日)に八十四名です、逃走ですか……尤も解放主義でありますから、既に三日迄に一名逃走した者がありましたが其日の夕方歸つて來ました、勿論此方から捜索に騒いで出はしないが御承知の島國ですから、此島を限つて海を渡るだけの勇氣がないから直ぐ一日と經たない內に戻つて來る、此地の人情風俗が懲治者に及ぼす關係ですか……此地は總體に質素の風がある別に懲治者が人民に接する譯ではないが人民は淳朴であるから外部より惡感化を受ける虞は更にありません、此傍らに居る懲治者は何をするかとのお尋ねですか……是は改悛の見込が立派にある、行狀も至つて善い方であるから、此室に於て給仕の役をさせてある、左樣、隨分市內へ使にも遣ります、郵便局へ手紙を持たしてやる、滊船問屋へも使にやる大丈夫逃る心配の事をいて既に立派な人間に成つて居るのです、此種の者が今三名計りあります、役業の種類ですか……今の處では市內の陶器業の家へ(淡路物產伊賀野燒)四名、製紙會社へ三名、出して居る、是は引合にも將た懲治者の出場後の職業に適當であるか甚麼乎、まだ其處ま

では見込が立つて居らぬ、兎も角朝晩役人の送り迎いをするといふ手數も係るので、どちらかと言へば手間損の方で、耕耘にも十六名出して居る、花緒工に十名、揚枝工に三名、其他炊事當番やら何々と……引けますから、別に……役業と言ふては方針が夫れでないから餘り重きを置いて居らぬ方です、多くの中に服裝模樣の縞着物を着て居るのは何か種類でも違ふているかのお尋ね……御尤です、此所では感化上淺葱色は尚精神的の陶冶上不良と認めて居る、から、社會一般の兒童と同じ樣に縞模樣の服裝に改める方針であるが一時に之が改良は經費の許さぬ處である、徐々に改正をやる目的で或者に對し是が著用してある樣の譯で、吏員は十五名計り居るです、教育上の事は……今に出勤せらるゝでせうから充分お聞取りなさる樣に……。

時恰も八時に十分前四十前後の溫良、柔和の人懷きのしそうな品格のある、眷は高い方の、赤き髯を貯へた色の青白い、黑羅紗詰襟の服を附けた人が出勤せられた。

今迄の余と部長との對話は是れに依つて途切れて……部長は余を其人に紹介せられた。

余は刺の交換して其意のある處を話した、余は先方の名刺を一瞥すると洲本懲治場教師增山宗孝、と印せられてある。

教師は余の意を諒し直に別の應接室に導かれた、應接室には四角の卓子に黑のクロースを掛け其机の四邊に白の被布した椅子四脚、一隅には縞筵を二枚計り遠州的に揷してある、其脇の壁上には感化船鎭邊號の額を掲げてある。

頓て小使の吸ひ茶に喉を濕して余は教育上に於ける左の問答をするのであつた。

教育は……今迄教誨師が主に擔當せられて居つたが、他の監獄のソレとは全然趣も異なつて居る、から、自分が聘せられてから教誨師は神戸監獄の方へ轉ずる(由良の感化船もソレで)それで內部の制を小學校制に改めて、懲治者は恰も學校寄宿舍に居るかの觀念を抱かしめるやうにして居る、教育の方針及方法……未だ色々と腹案中ですが、專ら精神の陶冶に重きを置いてをるので……教授科目も修身(教育勅語、憲法、偉人傳)國語、體操、唱歌の四科目で、左樣高等科の方には地理、理科、等は教えないかとのお尋ね……コレは國語の方に地理も歷史も載つて居るので國語教授の時に少し注意して教ゆれば事足りるで、教授時間ですか每日四時間尋常、高等に別けて二教場に二教師が教えている、就學者の數は……今八十名……も居るですが或時には是れが全數が出席しないです、體操は……良教師を得まして……今やつて居る(運動場の方に當つて一、二、の聲が聞える)教師が體操學校卒業生で……教授用の參考物、是は今迄何もないです、甚麼しても小學校のやうに化學器械や理科標本は教授上必要でありますが玆には買入れの費が少ないので……貴方の方は……成る程備付の費目がない、然し私しの方は全然貴方の方と趣意其物が違ふて斯く迄所遇に力を盡して居るので漸次に必要のものは買入して貰ふ考へです、目下修身用懸書を請求してあるのです、生徒に持たしめる習學用器具……是は其國語讀本なりは袋に入れて自分の室に置くことにしてある、反則ですか……今迄別に教場よりの習學器具などから禍ひを來した事はないのです、就學者の學力程度ですか、……尋常二、三年に多く高等三、四年に少ないです、私は本年一月より教育をやつて居りますが甚麼も私しの教育方針と吏員の生徒に對する具合が平度に行かぬので憂ふて居るのです、貴監の方から來た井上〇〇ですか……什麼も善くありませぬ、此間も春書を書いて宝に包藏して居ました、伊勢〇〇ですか是は善い方で今は田良の鎭邊號の方へ行つて居るです、貴方は地方の小學校にお務めになつた……御經驗はない……成る程……然し三年も教育に從事なされて餘程監獄の學校教育としては教育の方に御熟練の方で……と身に餘る褒め辭も受けるのであつた。

時は丁度九時過ぎ懲治者の修學は八時からであるが、余の爲に教師は一時間以上の時間を費やされたのは余の謝する處であると一方懲治者の習學を受くる事の出來なかつたのには余は心に是又謝する處であつた。

概要の談話も了へたので余は教師に別れ部長に導かれて場内の參觀に出懸た。

第一は工場是には懲治者が花緒を絢つて居る楊枝を削つて居る。

次が分房是は六房一棟である。拘置監是には丁未第何號と標札を著けた男が七名計り、板塀を距てて女拘置監是には白髪の老女と外に二名計り在房して居た。

部長は此懲治場にして拘置監が置かれてあるは最も遺憾であると語られた。

浴場、は五坪計りの建物で煉瓦を疊んである方一間程の浴槽がある一時に十五人を入浴せしむるそーである。

臼場、是は懲治場に必要な丈け精麥するので鳥渡八ツ計臼が据えてあつた。

體操器具室、は四方腰硝子入りの障子を挿めてある二間に一間の瓦葺平家建で中には球環、亞鈴、背嚢、木銃、を配列よく置かれてある。

次に彼方、此方に懲治者の起臥する瓦葺の建物がある、見た處では看護長家のソレに似て居る建築は至極纖弱に出來て余の常に見る地方監のソレに比べて非常に差異がある一室は一間半に二間？で入口が半坪の煉瓦疊みて室は天井張下は板間に薄椽琉球表を黒椽で繊で敷詰てある右の隅に板仕切の押入(三尺四方)引開け戸で一方の板の上に教育書(石板彩色刷)を額に嵌めて釣つてある、入口の格子の間に白木の食卓がある、便所は押入の一方入口の正面に當る處で室以外に建出して戸があるから便所の有無はチョトとわからぬ。入口は勿論錠前付で夜分は錠を下すが或る室は下ろさない今特待生が六名計り居る是は夜分錠を卸さないのであるそーな。

屏禁室？是は二房を一棟にして眞中に通路を設けてある、此建物と相向ひて闇室？一棟ある、是は現今殆んと存置の必要を認めぬと言ふた。

教場は二棟であるが一方は參觀しなかつたが一方は三間に七間の新築瓦葺の建物、一方は櫺硝子入りの障子になつて其西手に運動場が見える、一方は普通の障子が入れてある天井は高く光線と空氣の流通に完全して居る正面は教師用の小さい白木

机一脚腰掛はない、其後にボールト一面、教師の机の左手にオールガン一臺、腰掛も添ふて居る、其後に卓上に松の一枝を挿いてある。

教場の西手運動場には鞦韆が二人用の丈夫なのがある。

ソレから西南に出ると耕作場後に山を控へ鳥渡一町……三四反歩はあらう、何にも作つてはなかつたが葱が二畝ばかり能く育て居た土壤は淡黄色のバラ〳〵した硬土で野菜物の耕作には適せぬが薩摩芋などは能く栽培に適するそーである。

此耕作場の東南が体操場で方三十町は彼是あらふ余の行つた時は體操を仕舞つて教師引卒の元に隊伍を整へて皈る處であつた。

余は一應の參觀を了へて部長と共に看守休憩所へ歸つたが、今體操を濟ませて歸つて來た生徒は更に吏員に導かれて教場に行くのであつた。

余は再び教師に會して教場に傍聽すべく其許を乞ふた教師は快よく余の乞を許されて余と共に教場に行つた。

生徒は一名の戒護看守に導かれて、不秩序に騒かしく入場する、其數は大凡七十餘名もあつたろふ。

生徒は二名或は三名と適宜ベンチに腰を下すのである、教師が教檀に教按簿を前の机に置いて全生徒に注目した、生徒は此の注目に向つて一樣に頭を下げる。

ソレが濟むと教師は余を全生徒に介して、余の德島より汝等の友を連れられて來た事と余の職掌をも話して、余をして傍のオールガン附屬の椅子に著くべく話して、サラ修身講話に係るのである。

先づ教師は運動場に於ける二三の注意事項を懇切に話して、前日の講話、即ち教育勅語の復習的問答を行ひ。次に勅語の暗誦的試驗……朕皇祖皇……の件からを四五の生徒に口讀すべく指名した。

此撰に當つた生徒は起立して流暢に澁みなく然かも誤れも記臆よく口讀した。

教師は是に對し批評を加へたるの後、其日の講話たる勅語の左の一節をボールトにスラ〳〵と書かれた。

爾臣民
父母に孝に

兄弟に友に
夫婦相和し
朋友相信し

コレを再三範讀したる後、敎師は其根本の眞意を最も平易に圓滑に約四十分以上淳々と生徒に向つて話すのであつた。

余は敎師の斯道に老練で敎授法の功妙なる、余は轉た敬服するの外はなかつた。

時は恰度十時三十分余は尙由良港の感化船を訪ふべきの時間を保たねばならぬから、余は敎師に告別し、互に健康を祈ると、斯道の爲めに盡瘁せられん事を約し、事務室に歸つて押送に對する書類の收受を終へ、分監長に生憎逢ふ事の出來なかつた爲め、官舍へ名刺を殘し、吏員一同にも訣別して由良に向ふべく分監の厚意に依つて老人の挽ける腕車に乘つて洲本の地を去つた。

洲本より由良迄は郵便里程に依ると一里三十一町二十間あるが地方の話に依れば二里十五町は大丈夫あると云ふ。

霜の降つて寒くあつた朝の事を思ふといやな感じもするが扨も〳〵晝は暖い、太陽は麗かに光を放つて、風は僅かに木の葉をソヨグに過ぎない、旅行にはお誂えの天氣である。

知らぬ旅路の目新しく洲本から由良に向ふ沿道は格別に余の眼を樂しませた。

道筋は一體に山に添ふて一方海に瀕して居る約二間道路、昔しは山越えしなければ旅行の出來なかつた處も、今では腕車の上で煙草スパ〳〵。

此沿道由良に至る約半途までは右に小丘を負ひ左には大阪灣を望むで居る、和歌に淡路島を見るの偶言は余も屢々知る處であるが、余は其時淡路島其者より見て實に絕景を叫んだのである、東南には加田の島（紀州へ三里といふ）を眺め其後ろに紀伊の山々は朧ろに霞を引いて居る、正東は攝津の地なるも遙くして視界水平線の遮る所である、所謂此眺めは水天合して渺々たる大海原のそれと同じ眺めである。

街道の左は大阪灣の限界で足元より磯打つ浪の處までは約二丈、海水は青く淡灰色の岩涯を嚙んで居る、海濱は總體に遠淺で或る距離までは海底の

石を敷ふる事が出來る、一方は高低定まりない築山大の丘で丘腹から丘上にかけて羊齒類が叢生して居るのと低き雌雄の松が無雜作に彼方、此方に生えているばかり、丘の地を表はした處を見ると淡灰、淡壁色で岩石は主に粘板質である、是は地理學上から當に論ずる處で粘板質は海に面した火山脈でない處は皆そうである。

車の稍由良港を認むるに至つた處の街道の右は山が稍遠さかつて平地には麥が三寸計り芽を延して居る、左の海濱は道より寬やかに斜に、干潮であつたから波打際は道より彼是十間も彼方にわつた此間は例の淡灰色の眞砂である。

麗かな風のなさ其時の海原は小波も起らぬ、生なき海も猶は太平に醉ふて居るかのやう余は思ふたのである。

由良へ三十一町……と石標のある處よりは、鳥渡十四五町の間直線の路である、海側の道端には五間、七間と間をおいて年老りたる松の海に倒れそうに枝の垂れている風景、余は由井ヶ濱と評したのは不當であるまいと思ふ。

車の走るに連れて變化する途の兩側に目に著たのは、墓碑代用の栗石を次第竝りにしてある墓地と、稍行過ぎた處に「孝子久左衛門之碑」と刻してある一間位の高さで廣さの花崗石で建てられてあるが年を經て居ると見えて雨に石の錆びているものも頗て車が由良市に入ると、淡路銀行由良支店と金文字で書いた看板、三等ノ郵便局、由良憲兵分隊、乃至土藏を改築した旭席といふ劇場もある。

市街は德島市で二軒家口より法華に至るの道筋のソレに似て居る。

玆處は一方海に面して居る所から、漁師の網を干してあるのも見受られる。

余は是等の景を見つつ兼て聞及んでいた田中屋といふ旅館に余の乘つて居る車の轅を下させた、時は恰度十二時二十分であつた。

車夫には二十五錢の定約に二錢の增額をやつて、佛樣のやうに拜まれ、下婢の案內につれて裏坐敷二階の八疊の間に落附いた。

此旅館は由良第一の旅舍で余の導かれた室の建物

はツイ近頃に建築したらしい皆新らしい者計りで欄間には松、竹、梅を彫刻したのが嵌められてある襖には一方に松、竹、梅、一方には四枚に近江八景を書いて金粉を彩してある、隣室は二タ間で、東京巴屋製の靴を穿がれた海軍將校が宿つて居つた。

余は朝來一食もしないから大に空腹を感じた爲め下婢に中食を命じた、漁場だけに食膳に上つた物は、鯛の刺身、鰤の燒物、鰯のすまし汁と香の物には瓜の奈良漬まで添へてある、余は舌皷を打つて食を濟まし直に鎭邊號に至るべく宿を出でた。宿の主人に聞くと鎭邊號へ往復する通船の出る處までは約十町はあるといふ、然し一筋道であるから直ぐ分明ると言はれた。

網糸を撚つて居る漁師、ソレから彼方、此方に直徑一尺位ひ高さ二尺許寸の上部を刳り窪めた所謂臼?に玄麥を入れて小供乃至老母が鼻歌を謳ひながら手に小さき梓を持つて搗いて居る漁師町を通り抜けると道は左右に分岐して就れへ採つて行けば善いか判らぬ、ソコで網糸を撚つて居る漁師に尋ねると記臆の出來ぬ程五六の目標を話して道筋を敎へられる。

余は言ふが儘の道を四丁計り行くと由良要塞砲兵聯隊、由良衛戍病院と看板打つたる嚴めしき建物のある所に出でた、左は海岸の處まで約五町歩程の練兵場で百名計りの砲兵が砲術、喇叭の練習最中である。

沖には裏面より見る砲臺が嚴然と太平洋に向つて居る。

余は此地帶にして多く書くことを憚るのである、是は諸君も知つての通り、要塞地帶に關すると當該官の許しを得ざれば自由に寫眞し旦つ是を筆にする事が出來ぬのである。

余は此練兵場を通過して行くこと四丁餘見晴らして沖に鎭邊號の浮べるのを見た。

余は堤防に立つて長音大聲通船を呼んだ。

鎭邊號の(ブリッヂ)船橋の上は黑き人影を見た、其人影が見張當番であるらしく脫帽して答へた余の佇立すること約五分餘淺葱色の水兵服を着た懲治二名が二艇櫓で押し切つて余を迎へた。

余は懲治に向つて德島より公用にて來りし旨を告げた、水夫の一名余を見て懷かしけに私も德島の南大工町で二年前大阪より玆へ送られて、最早今年の十一月には歸るのであるといふ。

通船は話の中に本船の左舷部甲板の舷梯に舫ひして余を甲板上に導いた。

登舷して甲板に降ると懲治者の一名、黑色の水兵帽と水兵服を着て舷梯(タラップ)當番して居つたが余を視て姿勢を正し擧手の禮をした、余は是に答禮し刺を通したが一名の吏員出で來つて余を艙部の十二段の階梯を降つた處の(ケビン)船室に導くのであつた。

此室には淡褐色の三つ揃ひ背廣洋服を着た四十前後の人が一名居られた。

吏員は余に本船乘組懲治者の普通敎育を司つて居る敎師なる旨を話して余を其人に介した。

余は初面識の辭義を行ふた後其の要旨を語つた。

敎師は余に向つて一椀の茶を勸めたる後、徐ろに余と左の問答をするのである。

敎育の方針……淵本の方と大差はありませぬ、敎授方法は單級敎授です、生徒の數は(四日)四十五名です、敎育科目ですか淵本では高等科は地理、理科等は敎へて居らぬが、本船では船員として就中地理を知るの必要がありますから特に敎へて居る、ソレから汽船としては總ての名稱が英語であるから單語の船員に必要なる英語を敎えている、其外に船長が一周八回船術學を敎えるのです、試驗ですか……年に二度位い行つて居るです、が、私しの方針は別に極まつて試驗を行はない平素の成績點に依つて學課の進否を考査するです、海事敎育の方は先月行つたですが、成績は善方でした、敎育時間ですか毎日午前に三時間やるのですが單級敎授で三時間の追ッ通しは中々困しいです、就學者の參考とする表ですか……別にありません、私は敎誨師の依願職を退かれてから此方は中々忙しいので、敎授の間に敎誨原簿の整理から、身分帳の保管異動に對する往復等に殆んど暇もない、終日を忙殺されるのです、生徒の運動……是れは或日に私が生徒を連れて陸上運動をやらせる事もあります、學科の內最も修身講話

に重きを置いていますが、ドンなものを講話するとのお尋ねですか……是は洲本の方と同じ事に教育勅語を第一に次が憲法の講話、偉人傳、(即ち二宮尊德翁の話し)などです、船員の(船術教師として)言動が甚麽も暴つぽくて、左樣、船長、機關士、運轉士、水夫、など海軍で職に居つた夫々資格のある人が居るです、アノ通り暴い言葉を遣ふので、(此時恰も甲板に於て更員と(看守)何か非常に激した聲で爭つて居る)私しの教育方針を破らるには閉口です……。

德島に足利義宗といふ辯護士は矢張り居られますか、……成程……私しと同鄉の人で……私は……廣島です。

此船ですか是は明治二十八年二月十七日、日清海戰の時、某港灣に碇泊して居つたのを鹵獲したのです、此室は艦長室であつたのです。

成程話しに依つて見渡すとチョッと立派である余の對話して居る室は艦部の下層で室は楕圓形を半折した形で二段になつて小豆色の皮を張詰めてある(ドーア)扉其他は總て茶褐色に塗り立てゝヒカ〳〵光澤を放つて居る、此室に降る階梯を後ろにして室の入口左には部厚い洋製の表見の鏡其下の棚にはカップ、及びグラスボットル、を枠にして置かれて、其前に金庫一臺据へてある、其上部は明り取りの窓になつて居る、金庫の上には四角形の京都燒の鉢に雄松の枝振妙なるを植えて飾つてある。

余は荒々話しを了へたので船内を一覽すべく敎師に願つた。

敎師は快諾して余を導びいて階段を上つた。

(デック)甲板の(エンジンルーム)機關室より舳部に偏して左右兩舷部に室六つの室があつて是には船長、運轉士、機關士、看守部長、看守の諸君が起臥するのである、此室を兩側に挾み通路があつて中央部に炊事場がある、舷處を通つて舳部に出づれは稍々廣き甲板の平面を有して居る、晴天の際は此處が天幕を張り敎育場となるのである、此處の傍らの階梯から船艙に下れば全面積を二折にして三角形の室が二つある此處は懲治の起臥する室で雨天の時は敎場にも使用される、成る程傍らには三尺に二尺位いのボールドも置かれて其前へ長方形の机が二臺据へてある、此机は或場合食卓にも代用せられるらしい懲治は此室でハンモック(吊網)で寢るのであるそーな、余の其室を參觀した時には三々五々學課の復習をやつて居つた、傍らの隅にハンモックに依りて安らかに寢に就いて居つた一名の懲治がある是は凍瘡患者であると話された、總體此船に疾病者が出來た場合は地方の囑托醫に依て居つたが、今では由良衞戍病院に萬事世話を受くる事になつて居るそーである、余は再び甲板に出でたがイッの間にか懲治が十名程横列に胡坐して(アンカー、チェーン)錨鍵に親糸を括つて切りに網を縫いて居る、余の全舷部に出て此前を通つたときには皆言ひ合した樣に頭を下げる此處の傍らが所謂臺所の流し場で五名計りの炊事當番が夕餉の支度らしく葱の古葉を剝いて洗ふて居つた、此中に德島から行た伊勢〇〇も交つて働いて居る渠は余を視て懷しげに一禮した、余も又渠に向つて禮を施して後親しく渠に向つて注意を加へた余は茲處を通過して船橋を登り望台に上つた、茲にも擬裝水兵の見張當番の懲治が擧手の禮をした、此平面には舵機もある、船の速度を計るメートル機、乃至機關部に傳令すべき信號機もある見張當番は架設板の上に當務日誌を置いて色々の事柄を鉛筆で書いてあるのを見た。

船の内部の構造は單純のもので觀るべき箇處は是丈けである、機關室は別に珍らしくもないから余は親なかつた。

余の參觀を終へ再び敎師の室に歸るべく後甲板に來た時は恰度懲治の五六がエンジンルームの上窓を鋤で削つて居つた是は塗換へをする爲である。

此船は總噸數百七十一噸、速力十二海里であるそーな。

船は由良港に錨を卸して(明治三十九年八月以降)一回も航海した事がないそーで、成程と思ふたのは(サイド)船舷の水につかつて居る處は甚だしくペンが落剝して錆を來たして居る處も見え、海藻が尺に餘つて附着して居る。

余は船室に歸り茶を喫したるの後訣を告げて再び通船に乘じて上陸した。

時は丁度四時十分である。

余の出張の務めは全く是に依つて終を告げたので、何となう重荷を卸したかの樣の氣がした、余は元來し道をブラ〳〵と宿に歸て、香りのよい茶に喉を濕して後、身分想應のふじを一本煙にした、是れが所謂安心煙草といふのであらふ。

余は入湯すべく下婢の案内にて町餘先の宮川湯といふに行つた、宿の貸手拭はアサヒビールの印入であつた。

余は入念に垢を落し、磨きを入れて宿に歸つたのが五時をチヨイと回つて居つた。

宿では今宵お別れを意味して居るか、夕餉の食膳にはチヨッと佳肴も有つた、余は膳部の批評は先にして置いたからよして置くが、箸を下して食を終へた後余は慥かに體量の幾部が增したかの氣がした。

鄉里德島行の滊船は其夜の十一時に出港すると宿の主人の報告により、余は乘船すべき時迄には充分の猶豫ある爲め冷切つた身を暖める可く炬燵に足を踏み伸して腹這いになり、思ひの有つ丈け日誌に書き飛した。

余はいつか夢の人となつたらしい、目覺めて時計を視れば十時近くである、余は確かに二時間以上睡つたのである。

往くも還るも同じ氣の十一時に出港する滊船に今宵乘り遲れでもすると大變である余は蹶起して旅裝を調へ下婢を呼んで支拂ひを濟まし若干の心附も添へて宿を出で矢張下婢の案内にツイ角合せの回漕問屋に行つた。

待合室には角帽の大學生徒が若き廂髮の妻君?を伴ふて休息していた。

午後十一時に上り大阪行の滊船が著いた、今余を送つて來た下婢は旅客の宿引に行くべく余に單簡の活版摺の言葉を殘して立ち去つた。

赤帽の汲出す番茶に義理から一個一錢といふ滅法な相場を持つて居る蜜柑三つを派積んで、茶代を意味し五錢白銅貨を投出して所有權のある蜜柑はポケットへ余は例のふじを三本約三十分をきに吸つたと思ふとき沖合にブー〳〵の滊笛が聞える、乘客は余と共に例の大學生も算入して六名である。

る。

余は此淡路の地を去るに望み諸君にお土產として物產を紹介しよう。

淡路全島から云へば、伊賀野燒、角、鹽等である、名物とし言へは由良の松礒、竹礒、梅礒に產する、雲丹、菓子類も慥かに土產として携へ歸るだけの價値あるものも貰つて居る。

德島へ歸るべく余の乘つた氣船は來た時と同じく紀伊川丸である。

滊船は午後十二時少し前に拔錨して五日の朝六時に鄉里の地を踏む事が出來た。

余の日誌には復航記事が少しもないソレは三日の午後一時から四日の午後六時まで三十時間（此內二時間は例外）不眠で、視覺を餘計に働らかせた爲に由良港を滊船が出てからは殆んど折鞄枕で無意識の狀態に陷つて居つたからである。

滊笛に德島着港を知り上陸して腕車を籍り宅に歸つて朝食を喫したる後直に服裝を改めて登廳し復命したのである。

◎遊廓及妓樓の缺點及改良に就て

娼妓には公娼と密娼あり公娼には取締手段として、一、散娼主義　二、集合主義　三、併用主義（二を併用す）又は折衷主義ありて此三主義の利害得失は容易に斷言し得すと雖も我國現在の如き制度を採ると假定し犯罪豫防の政策は如何にすべきやの之に對し朝野新聞の竹內城峰氏は左の如く述べたり

一、最も主なる短所は華美に過ぐの點なり又餘りに市街の表面に現れ過ぐるの點なり遊廓若くは妓樓に於て豪遊を試むると云ふことは諸外國に於ても敢て日本よりも少なしと云ふ可からず、併しながら日本に於ては他の生計の程度に比し極めて奢侈贅澤の遊興を試むるもの多く、爲めに犯罪の原因を形成するは既に世人の熟知せるの事實に屬す而して此の關係は古來歷史上影響固より存在すと雖、殊に東洋就中日本に於て遊興が犯罪の原因たりと云ふには、歌舞飮食が伴ふと云ふ點に於て遊

廓妓樓が著しく奢侈ならしむるの所以を顧みざるべからず、歐米の都會に於ては、遊廓又は妓樓に於て歌舞を制限し、殊に飲食品に付ては全く酒類の販賣を嚴禁しあるもの尠なからず、次は日本の妓樓が餘りに表面に現はれ過ぐるの點、換言すれば、餘りに公然に失し居るの點は、少くも改良を要す可きものたり、歐米諸國に於ては裏街裏長屋等目立たゝざる場所又は建築物の中に於て營業し一見他の家屋と區別し能はざるの事實と比較すれば、如何に我國の遊廓妓樓なるもの、公然に過ぐるかは直ちに判別し得可し

◎栃木分監の火災

宇都宮監獄栃木分監は客年十二月拘禁種類を限定し宇都宮本監及前橋監獄の女囚を移し爾來專ら女囚拘禁の場所に充て漸く進行の端緒を開きつゝありしに去三月一日栃木町に起れる火災は敢へなくも同分監建物全部を烏有に歸せしむるの不幸を釀せり左に火災に關し職員の苦慮せし事實の一班を紹介し參考に供せん

●出火及警戒　午前十時三十分頃構外遠に喧擾し同時に警鐘亂打の響は耳を劈くばかりなり分監長羽村就久氏は馳出て仰望すれば黑煙西北方に揭れり行路聲あり火元は旭町二丁目なりと旭町二丁目は分監を距る僅々約二丁加之朝來吹き荒める強風は火勢を熾ならしむるは必然なりと思量し直に看守部長をして各要所に職員を配置せしめ警戒防禦の任務に就かしめたり然れども事變の狀勢は刻々變幻定りなきを以て隨て臨機應變配置を變更せり

●延燒と防禦　出火の際風位正西方に吹きたるを以て分監建物に累を及さゝりしが俄然西北に變し倏忽にして火勢に猛威を加へて附近の民家を甜め延ひて倉庫を距る二間を過ぎざる間に迫り監獄に隣接せる酒造倉を燃燒し餘熖監內を窺ひ火鍵凄しく飛來せり危機措くべからず職員の男女は勿論囚人の男女共に力を協はせ或は水を屋上に撒布し或は急遽莚に水を浸して屋上に敷き豫防に竭せしも建物は一とし火熖を被らざるなく午前十一時三十分と覺しき頃炊事場は火熖に包圍せられ灰燼となり了れり炊事場を甜め盡したる火勢は一層猛威を逞ふして他の建物に移り更に勢力を擴大して茲に分監建物全部を燒盡せり構外に在る分監長官舍は炊事場燒失前既に類燒の厄に遭ひ區裁判所內留置場亦同時に燒失せり此間栃木町長は一隊の消防夫を引率し縣立栃木中學校生徒數亦來り會し共に消防に全力を盡したるも終に禍を免るゝ能はざりしは一同の遺憾とする所なり

●在監人の避難　火熖民家に蔓延し始むるや分監襲來の危險を豫期し午前十一時頃在監人に避難を命じ先づ房內に在る刑事被告人十二名を出房せしめ次に房內に在る精神病者なる女囚人に出房を促したるに其命を肯せず遲疑逡巡時を移すの虞あるを以て監獄醫は房內に入り押出し難を避けしめたり他の男女囚人は就業中殊に幾部は消防に奔走し物品書類の搬出に從ひつゝあるを以て最終に避難せしめたり最初避難の場所は分監付屬耕耘地にして分監より出入する通路用門に近き場所に集合せしめしが火勢加るに伴ひ火鍵の落下甚しきより南方細流に接近したる場所に移したるに火勢刻々猛烈强風黑煙を送り火鍵を飜し呼吸を窒塞せんとし危險少からざるより更に東南東に位置を變したり而して分監內工場に延燒するや火鍵は重ねて避難地を襲ひ從つて遁るれば從て追ふ恰も形影相趁ひ形勢窮迫亦如何ともすべからず之に於て職員勇を鼓し囚徒を援け共に落ち來る火鍵を拂ひつゝ耕耘地外圍の竹垣を破壞して出づ、遁れ出てたる職員囚徒の一同は更に耕耘地に沿ふて流るゝ間隙の細流を涉り越へさるへからざるに搗て加へて細流に續けるは一面の泥地にして深さ大腿を沒するの難所すらありて避難者の多數を占むる女囚の困難は名狀すべからず殊に前記精神病者の如きは單獨歩行し能はざるに體軀肥滿せるが爲め男子の力を以てして援くるに由なく遂に頑健なる看守をして背負はしめ辛ふじて避難せしむるを得たり避難の際一同の被服には火鍵落下し點々焦痕を印し殊に女囚三名の如きは落下せる火鍵被服に燃擴がり全身火傷を蒙るの危急に迫りたるも細流に投じて纔かに免るゝを得たり最終に避難したるは田圃にして避難に支障なきも壕壁なく戒護薄弱なるを以てい

つれにか收容の場所を需めざるべからず倉惶の間策の施すべきなきを以て栃木警察署長に交渉し女囚及乳兒は同署撃劍場に刑事被告人及男囚人は留置場に收容し一時の急に應じたるも場内狹隘にして寢臥するに足らざるに由り遂に午後七時十三分栃木發汽車に女囚及乳兒竝に刑事被告人全部を宇都宮本監に移送し茲に始めて安堵するを得たり

●在監人の健康狀態と食糧給與　當日の在監者は刑事被告人男十三名女八名囚人男三名女九十名乳兒二名なりしが火災後健康狀態を調査したるに病苦若くば徴傷者だもなく又逃走だもなし然るに栃木町内にては囚人四十名燒死したりと杯との風評を傳ふるものありたるに依り在監者の親屬の疑惧を解かんとて徴傷をも負はす無事本監に移したる旨を通報し且つ在監者にも仔細に告知し慰安を與へたり、火災當日の晝食は炊烹を了し將に配與せんとする折柄なりしかば直ちに運搬籠に納れ搬出したれば給與に遺憾なかりしも夕食の準備なければ止むなく握飯を購ひ一時を凌ぎ本監收容後に於て更に給與したり

●分監假事務所　以上の如く分監全部燒失したるを以て栃木縣警務長及栃木警察署長に交渉し同署樓上を借受け此に假事務所を設け事務を執ることゝせり燒跡の取片付け分監囚徒三名と本監より行狀善き囚徒七名を派し之に從事せしめ終了したり

●職員の被害　職員の被害は分監長以下七名にて住家全燒五名半燒二名其他勤務中貸與品給與品又は携帶金品を燒失したる者等にして消防の際外套を着用するの不便なるより勤務場所又は工場に脫置き搬出の際遺失し災厄に遭ひたるもありと云

●物品簿冊の被害　物品を搬出したるは多からざるも突然の出來事殊に男子少き職員としては其力の極度なりしを信ずるに足れり在監人の領置金は現金及簿冊とも悉皆搬出し領置物品は其少部分類燒したるも大部分搬出し簿冊は些かの破損なく搬出し其他重要書類簿冊物品は概ね搬出したれば差迫り事務上の支障あることなし

以上の如く監獄全部燒失したる如きは殆んど其例に關し遞信省より一百名の吏員を囑托したり▲海底電信線　は目下コルサコフ、北見稚内間のものに依り電報の送受をなし居り戰時中に用いたる海馬島を經て禮文島に至るものは目下之を引上げるや否やに就て協議中なり▲鐵道の引繼　は他の事務より後るゝ筈にて多分五月上旬に於てせらるべし▲警察事務　は本廳及び各支廳内に取扱はるゝ筈なるが四月中旬よりは漁期に入るを以て多數の漁夫も入込めば先づ第一回に九十名（内八名警部）の巡査を内務省の手に托して各縣より選拔せしむる筈なり

◎典獄會議

全國典獄會議は來五月初旬本省に於て開催せらるゝ筈にて目下諮問指示及注意事項等夫々準備中にして各典獄より提出せらるゝ建議も同時に會議に付せらるべく質疑事項も例年の如く事務官に於て主査應答せらるべければ各事項別に認め着京後直に提出するを要すと因に臺灣總督府に於ては去月九日より同島典獄會議を開き十五日閉會したりと

なく職員の被害亦極めて多大なるに拘らず職員は自家の災厄には一顧せず挺身公務に焦思盡力したるは平素統御の宜しきを得たるに因るべしと雖も衷心職務に忠良なるにあらずんば能はざる所なり吾人は滿腔の誠意を捧げて感謝す

◎樺太分監の開廳

附同島事業の方針

新に日本領土となれる樺太は從來軍政所管なりしが四月一日より撤廢せられたるが爲め監獄事務は司法省の所管に移り同地ウラジミロフカに樺太分監を開設し札幌監獄に隷屬せしめたり之れが爲め札幌の三池典獄は同地に赴き同日陸軍收禁場の建物書類と共に收禁囚人の引繼をなせる同日收禁現在囚人は八名なりと、裁判所はウラシミコフカ、コルサコフに置き函館控訴院の管轄となれり又同島事業の方針に就て當局者の談なりと云ふを聞くに▲通信事業　の發達を期す爲めには明年度に入り先づ十五ヶ所の郵便電信局を開始し本局をウラジミロフカに置き本廳に其管理課を置く筈にて右

◎救世軍大將來る

失業者貧者孤兒墮落婦人出獄人保護等に畢生の精力を揮へる救世軍大將ウヰリアム、ブース氏一行は豫期の如く本月十六日巨船ミヲソタにて横濱に着し上下士民の歡迎を受け同地ホテルに一泊翌十七日午後五時東京に入れり新橋停車場内外の歡迎者は市長知事其他公務員を始め日本救世軍人早稻田專門學校及公私團體學校職員生徒其他内外紳士宗教家等無慮三千餘人に達せり大將はブラットホームにて歡迎者に握手し愛嬌ある挨拶を爲し終つて隨員と共に馬車に乘込むや群集は一齊に萬歳を唱へ大將はウラーと應しつゝ帝國ホテルに向へり聞く處に依れば大將は翌十八日巢鴨監獄を參觀せるもと

◎貯金通帳に登記せざる遺留金の處分に就て

死亡又は逃走したる者の携有貨物は監獄則の規定に依り處分すべきものなるが其貨物中郵便貯金通帳あるとき其貯金は何如に處分すべきやと浦和監獄より伺出ありたるに其筋に於ては貯金の通帳は監獄則の規定に依り處分することを得る貨物に屬するも其券面記載の郵便貯金の請求に關する權利は貯金法規に依り依然特定の人に專屬し監獄に於ては之を處分することを得ず隨て右等の場合に在りては其理由を付し通帳を郵便貯金管理所に送付引繼ぐべしと回答せられたりと云

質疑應答

（問）看守休暇規則中五年皆勤の者には一週日の休暇を與へ十年皆勤の者には三週日の休暇を與ふとあり若し五年皆勤の者一週日の休暇を賜はり更に五年皆勤したるときは前後十年の皆勤となる皆場合には更に三週日の休暇を賜はるべきや斯くせば結局四週日の休暇となる此見解當たりや

（答）五年皆勤のときは一週日休暇を與へ其後五年皆勤のときは更に一週日の休暇を與ふるものとす三週日の休暇は十年皆勤後始めて與ふるものなきや

（答）御見解の通りと信ず

監獄協會記事

客月十七日例に依り茶話會を開き午後二時より豐野胤珍、原胤昭、三池俱、眞木喬、香川又二郎、小河滋次郎諸氏の講演あり午後五時散會せり講演の要領を摘録せば豐野氏は改正刑法實施の曉には監獄事業に何如なる影響を及すべきや司獄官は今日に於て豫め研究し置かざるべからずと警告し其一端として改正案前科ある者に刑の加重を爲す條項ありて裁判確定後前科あることを發見したるときは加重すとありて其二項に刑の執行を終り又は免除せられたるときは前項の例を用ひすとあり玆に司獄官は前科包藏を發見するの責務を盡し苟も前科を包藏したるまゝ利益の判決を受けしめ又は判決後刑の執行を終るまで前科を發見せざるか如きことなきを要す昨年市谷監獄にて發見したるは前

科者百人中十一人强なる刑法改正案實施せらるゝに至らば判決後と雖も更に加重せらるゝ場合あるを以て前科包藏者は刑を終るまで自白するなきを以て自然前科發見に困難を感ずべし之に對する方法何如之を發見するには相貌を錄するとするも相貌は觀者人を異にせば觀る所亦同じからず人形を畫きて之に特徵を印するも可ならん予は人形の外各入監者をして住所氏名年齡年月日を自書せしむ尙寫眞をも利用せり又何人も異るは眼球、耳、指頭なり之を識別するに一種の簡易なる器械を用ゆれば個人識別法なり之を行ふには中央集査の方法に依らされは完全ならざるべく又莫大の費用と手數を要し尙且つ困難なり又應用上利ありや否未知るべからず古來刺文若くは燒印の例あるも今日之を行ふを得ざるべし或は化學上の作用にて身體に傷けすして目標となるべき方法を案出し行ふは利益あるにあらざるか云々と述べ、原氏は出獄人保護の實驗上新しき事實を發見したりとて千人中所持金ある者四百三十一人にて五十圓以上三十九人百圓以上六人なるも過半數は三月以內に費消せり其費途は多くは適當ならざ使途適當なるも經營力なきものと衣食の慾を恣にする爲め又は旅行を濫にするものなり適當に費消したるも四十九人不適當に費消したる者五十一人の割合なり所持金ある者は所持金を有せざる者より又所持金の額多き者は其額の少き者よりも成蹟を擧け易しとは何人も想像するところ予も亦爾か信したるも事實は全く意想外なりとの事實談あり次て又歸國旅費を與ふるには其歸國の事實の有無及歸國の利害を調査せざる可らずとて自己が扱へる出獄人より欺かれたる失敗談を以て聽者に感興を深からしめたり、次に三池氏は札幌監獄の實況に就て述へて、札幌は農業監獄なり農業は規律を害するとの言を爲す者あるも非なり就業上點々散在するを以て列伍を整へて動作せしむること難きも其爲す所に詐りなし寧ろ却つて紀律に妨けなし紀律上又監獄作業として有利なり札幌監獄には內外に耕地あり構內には工場あり所場の周圍前後に田甫あり即畑中に工場あるの觀あり之れ想像上醜からざるかと云ふに事實は反對なり夏時殊に青々と茂れる間に逍遙するの

感あり構內の耕作地あらは肥料の臭氣あらんと思はるゝことも否らず構內の耕作地には幼年者をして可類を作らしむ肥料を要せず自然に果實を結ふ者なればなりと云ひ又札幌の地は寒氣强かるべしとは何人も想像する所なるも其程度何如は知らざる者多し一二の例を擧けんが冬季には看守其他藁靴を穿ち雪を踏み道を拵へつゝ往復す又看守の外套は短きを可とす何となれば長きは積雪の間を往復することゝて外套の裾は埋沒し凍雪累着凝結動くべからず又或時被告人を馬車にて裁判所に押送せしに積雪の故障ありて馬は車を見離し監獄に逃走し歸れり之に於て馬車は行難あるならん被告人は何如にせしかと着守を派し應援せしめたるに果して積雪の中に進退谷りて何如共すべからず遂に相扶けて徒步し裁判所に送りたるも復當日歸還するを得す止むを得す裁判所內の留置場に宿泊せしめたることあり云々と結へり眞木氏は栃木分監の類燒に就て火防具の使用及平素訓練の必要を述べ女監としての働きにて書類の大部分を持出すを得逃走者なく無事避難したるを賞し香川氏は政府の出獄人保護事業に就て一二の希望を述ふとて從來慈惠費は少額なるに拘らず死亡者の追善法會等に用ゆるも出獄者に補給すること少きは出獄人保護の必要を認めざるか殊に監視刑ある者は監獄門前より直に放免することを得ざるの煩あるを以て努めて之に歸鄉旅費を與ふる等保護を與ふるも其以外のものを保護せざる傾ありと指摘し英國には千七百九十二年に於て既に法律を以て治安裁判所及地方裁判所判事は出獄人に對し無料旅行券を與ふることを得るを以て我國にも法律又は勅令を以て同法類似の規程を設け其職權を與獄に與ふることゝせば可ならずや之を設けたりとて自ら其費用を辨するの資力ある者又は改悛の望なき者には之を與へざるも可なり其與ふると否とは與獄の撰擇に一任すべしと云ひ又四十年度より出獄人保護事業奬勵費一萬圓豫算あり早晚各監獄へ配賦せらるべきを信ず其配賦せらるべき額は多からずと雖も新に設けられたる費目なれば之を如何に利用すべきかは目下の研究問題に屬す從來の慈惠費の支途と略同一に費消せず他の良法を案出せざるべからず

又私人の事業に補助すべきや補助すべしとせば何等の條件を付すべきや此處當局者の研究を要すと望み、小河氏は原氏の出獄人保護事業に於ける實驗談に就き所感を陳べ且つ曰く監視は執行方法其執行の任に當る人物に宜きを得ば必ずしも害あるものにあらず英國に於ては寧ろ保護法と認められ居れりと云ひ其出獄人が韓國に到り數人の傭人を置き手廣く事業を營みつゝあり常に典獄に通信しつゝありしに其後音信絶へたるより典獄は其居所を確めん爲め知人なる某警察官に依頼したるに警察官は部下の一巡査に調査せしめたるが爲め忽ち傭人間に其主人の出獄人たること發覺し大に面目を失ひ傭人等と離れて他に轉住し他の業務を爲さゝるべからざるに至れり典獄に通信したることは今となりては身を害ふの仇となるの結果を見たりと悲めり之れ即ち典獄の處措宜きを得たるものにあらずや出獄後の行狀を調査するは之を保護するに在り否らざれば第二の監視を科するに異らずエルマイラ監獄にては出獄したる者の百分の八十六は成績佳良なりと云へり尤も其佳良の中には行衛不明の者も含む成績不良の中には犯罪したる事實の明かなるものに限るとゝせり故に必ずしも成績可なりと云ふを得ず吾國にては出來得る丈け追求調査するが爲め却つて本人に不利を與ふることなきにあらず調査は充分に密なるを希望するも調査の爲めに不利益を與ふる場合にも猶之を勵行すべしとの旨趣にあらざるを諒し置くべし殊に總て警察官吏を煩して調査を遂ぐる如きは動もすれば第二の監視刑とならざるなきやを疑はざるを得ずと論じ終りに栃木分監の類燒狀況を陳べ一人の逃走なく負傷なく生命を救護し書類の大部分を搬出したるの事實を賞揚し惜らくは積極的に火災を防禦するを得ざりしを遺憾とす火器消防具の使用練習は常時に苟にすべからずと警告せり、當日の講演中參考となるもの少からざれば更に後日を期し其當日の來會者左の如し

高橋龜之助　葉田長平　佐藤善吾　原昌昭
野澤吉貞　東豊吉　久木田益平　山崎千吉
佐田吉吉　齋藤慶三　濱田稔三郎　大澤省三
下川巳之松　西村義雄　河原友次郎　山口榮太郎
高島了助　市東佐平次　小野瀬一章　渥美千世藏
小原鶴五郎　大木雲次郎　大西久夫　松岡彌一
藤居虎吉　高橋健二郎　西坂照海
加沼定吉　木股永太郎　小山丈太郎　川田七兵衛
吉田正太郎　柏木幸平　石山憲重
吉田德三郎　鬼澤菊眞　古川順一郎
能美金五郎　川村愼吾　多田壽郎
澤田利喜三　荒井房之助　松本幸十郎　鎌田眞平
松山慧山　兩角平八郎　島田榮造　三上一雄
加藤勇之助　田中一雄　栗本眞一郎
早崎春香　川又二郎　小河滋次郎
石澤謹吾　眞木一番　佐瀬庄三郎

小河滋次郎先生著

丁未課筆

本書の一部分は監獄雜誌及敎誨時報に分載せられたる所なるが故に今復た其内容を說明する迄も無く讀者諸君の既に詳悉せらるゝ所なりと信ずゝ續稿積んで茲に二百五十餘章を成すに至り獄務に直接の關係を有するの資料の外、尙ほ趣味ある警句、吟詠、漫言、諷刺等また少からず、先生曰く余が書齋は友人の前に公開する所の倶樂部なり、談笑する所一點の秘密あるを許さず談笑を採錄せるもの丁未課筆即ち是れなり、藥にもならねば毒にもならず、課筆を讀んで余が閑生活の一班を知るを得べしと、本書は即ち築土倶樂部の近事書とも見るを得んか、先生の許諾を得て此に部數を限り印刷に付して以て之を同好の諸氏に頒たんと欲す、希望の向は左名に御一報あらんことを乞ふ

東京麹町區飯田町五丁目三十番地

宮下釷太郎

定價郵稅共　金四拾五錢

又私人の事業に補助すべきや補助すべしとせば何等の條件を付すべきや此處當局者の研究を要すと望み、小河氏は原氏の出獄人保護事業に於ける實驗談に就き所感を陳べ且つ曰く監視は執行方法其の執行の任に當る人物に宜きを得ば必ずしも害あるものにあらず英國に於ては寧ろ保護法と認められ居れりと云ひ其出獄人が韓國に到り數人の傭人を置き手廣く事業を營みつゝあり常に典獄に通信しつゝありしに其後音信絶へたるより典獄は其居所を確めん爲め知人なる某警察官に依頼したるに警察官は部下の一巡査に調査せしめたるが爲め忽ち傭人間に其主人の出獄人たること發覺し大に面目を失ひ傭人等と離れて他に轉住し他の業務を爲さゝるべからざるに至れり典獄に通信したることは今となりては身を害ふの仇となるの結果を見たりと悲めり之れ即ち典獄の處措宜きを得ざるものにあらず出獄後の行狀を調査するは之を保護するに在り否らざれば第二の監視を科するに異らずエルマイラ監獄にては出獄したる者の百分の八十六は成績佳良なりと云へり尤も其佳良の中には行衛不明の者も含む成績不良の中には犯罪したる事實の明かなるものに限ることゝせり故に必ずしも成績可なりと云ふを得ず吾國にては出來得る丈け追求調査するが爲め却つて本人に不利を與ふることなきにあらず調査は充分に密なるを希望するも調査の爲めに不利益を與ふる場合にも猶之を勵行すべしとの旨趣にあらざるを諒し澁くべし殊に總て警察官吏を煩して調査を遂ぐる如きは動もすれば第二の監視刑とならざるなきやを疑はざるを得ずと論じ終りに栃木分監の類燒狀況を陳べ一人の逃走なく負傷なく生命を救護し書類の大部分を搬出したるの事實を實揚し惜らくは積極的に火災を防禦するを得ざりしを遺憾とす火器消防具の使用練習は常時に苟にすべからずと警告せり、當日の講演中參考となるもの少からざれば更に後日を期し其講演を速記を講演に掲ぐることゝせん

當日の來會者左の如し

高橋勉之助　佐藤善吉　原昭
野口吉良　裏田長平　山崎子吉
佐田吉三　濱田榮三郎　大澤省三
下川巳之松　河原友次郎　由良榮太郎
高島丁助　小野澤章　湯淺于世藏
小原綱五郎　大西次夫　松岡彌一
藤居定吉　大木鶴次郎　西坂雅海
加沼定吉　小山丈太郎　柏木幸平
吉田正太郎　吉田德三郎　石山德重
能美金五郎　鬼澤菊助　古川一郎
澤田喜三　荒井房之助　松本幸十郎
松山慧山　兩角平八郎　多田榮造
加藤勇之助　田中一雄　鹽谷哲平
早崎春香　三浦又二郎　五十嵐太郎
石澤謙吉　栗本眞一郎　小河德次郎

丁未課筆

本書の一部分は監獄雜誌及教誨時報に分載せられたる所なるが故に今復た其内容を說明する迄も無く讀者諸君の既に詳悉せらるゝ所なりと信ずゝ續稿積んで茲に二百五十餘章を成すに至り獄務に直接の關係を有するの資料の外、尙ほ趣味ある警句、吟詠、漫言、諷刺等また少からず、先生曰く余が書齋は友人の前に公開する所の倶樂部なり、談笑する所一點の秘密あるを許さず談笑を採錄せるもの丁未課筆即ち是れなり、藥にもならねば毒にもならず、課筆を讀んで余が閑生活の一班を知るを得べしと、本書は即ち築土倶樂部の近事書とも見るを得んか、先生の許諾を得て此に部數を限り印刷に付して以て之を同好の諸氏に頒たんと欲す、希望の向は左名に御一報あらんことを乞ふ

實價郵稅共
金四拾五錢

東京麹町區飯田町五丁目三十番地
宮下釿太郎

◉安全なる案内者!!　◉東京土産の大王!!

東京 勸業博覽會案内

附東京案内

洋装表紙石版彩色刷
菊判定価十二銭
郵税壹銭
郵券代用一割増

内容概目

口繪　東京市之圖　石版彩色刷
口繪　博覽會々場之圖　同
寫眞版　博覽會各館之圖　合計四面　各館の出品物の種類位置其他の雜件を明細に記す
博覽會場之說明
上野公園　同公園内の觀覽物及社寺舊蹟等を明細に記す
東京市内之交通　電車　汽車　小蒸汽船　馬車　人力車　早船に至る迄賃錢乘降場等を明細に記す
東京之神社佛閣　祭神と創始及所在地等を明細に記す
東京公園　東京市内各公園の所在地及公園内の觀覽物及雜事を記す
官廳公衙　各官省の所在地及公使館等を明細に記す
遊覽場所　四季折々の遊觀場所と教育的觀覽場名所舊蹟劇場其他の娯樂場を記す
東京區分町名表　東京市内一千餘の町名を區分にして明細に記す

發行所　東京市四谷區愛住町貳番地　東京書院　支店　同市神田區鎌倉町七番地

内容先つ斯の如し其の案内の親切、叮嚀而かも緻密にして了解し易く之れを一讀せば東京市の名所、地理及博覽會々場は眼前に髣髴としてあらはるゝの感あり博覽會觀覽者は必ず一本を携へざるべからざるの獨案内なり、又東京土産としても他に比類なき適當品なり同種類のもの多く刊行せらるゝも本案内の如き到れり盡せるものは恐らく他に見さるところなり速に一本を求めて安全なる案内者を得らるべし

再版廣告

典獄印南於兎吉君
司法屬土屋直文君編纂

增訂 珍本 監獄法規

實價金三十五錢
郵稅金八錢

本書ハ第一版ニ次キ明治三十六年六月ヨリ卅九年九月ニ至ル我監獄ニ關スル法律勅令省令通牒等ノ必要ナルモノヲ網羅シ其改廢ヲ明シ特ニ本版ニ於テハ經理、統計ニ關スル法規ヲモ蒐集シ校正嚴密且携帶ニ便ニシテ儻モ又低廉ナレハ監獄界無比ノ良書トス故ニ現任及新任司獄官吏ハ勿論苟モ監獄研究ニ志アル諸士ハ必ス一本ヲ座右ニ供セラレンコトヲ企望ス

東京市四ツ谷區愛住町二番地

發行所　監獄協會出版部

電話（長）番町二一番
振替貯金口座七九八三番

●安全なる案内者!!　●東京土産の大王!!

東京 勧業博覧會案内

附東京案内

洋装菊判
表紙石版彩色刷
定価十二銭
郵税壹銭
郵券代用一割増

内容概目

口絵　東京市之圖
口絵　博覧會々場之圖
寫眞版　博覧會各館之圖
博覧會之説明
上野公園　同公園内の観覧物及社寺旧蹟等を明細に記す
東京市内之交通　電車　汽車　小蒸汽船　馬車　人力車　早籠に至る迄賃銭乗降場等を明細に記す
東京之神社佛閣　祭神と創始及所在地等を明細に記す
東京公園　東京市内各公園の所在地及公園内の観覧物及雑事を記す
官衙公廨　各官省の所在地及公使館等を明細に記す
遊覧場所　四季折々の遊観場所と教育的観覧場名所舊蹟劇場其他の娯楽場を記す
東京區分町名表　東京市内一千餘の町名を區分にして明細に記す

石版彩色刷
同
合計四面
各館の出品物の種類位置其他の條件を明細に記す

内容先つ斯の如し其の案内の親切、叮嚀而かも緻密にして了解し易く之れを一讀せば東京市の名所、地理及博覧會々場は眼前に髣髴としてあらはるゝの感あり博覧會観覧者は必ず一本を携へざるべからざるの獨案内なり、又東京土産としても他に比類なき適當品なり同種類のもの多く刊行せらるゝも本案内の如き到れり盡せるものは恐らく他に見さるところなり速に一本を求めて安全なる案内者を得らるべし

東京　京書院

東京市四谷區愛住町貳番地
支店　同市神田區鎌倉町七番地

再版廣告

典獄　印南兎吉君
司法屬　土屋直文君　編纂

增訂　監獄法規

實價金三十五錢
郵稅金　八錢

本書ハ第一版ニ次キ明治三十六年六月ヨリ卅九年九月ニ至ル我監獄ニ關スル法律勅令省令通牒等ノ必要ナルモノヲ網羅シ其改廢ヲ明ニシ特ニ本版ニ於テハ經理、統計ニ關スル法規ヲモ蒐集シ校正嚴密且携帶ニ便ニシテ價モ又低廉ナレハ監獄界無比ノ良書トス故ニ現任及新任司獄官吏ハ勿論苟モ監獄研究ニ志アル諸士ハ必ス一本ヲ座右ニ供セラレンコトヲ企望ス

東京市四ツ谷區愛住町二番地

發行所　監獄協會出版部

電話（長）番町二一番
振替貯金口座七九八三番

明治四十年四月十七日印刷
明治四十年四月二十日發行

發行兼編輯人　磯村政富
印刷人　磯村兌貞
東京市麹町區飯田町五丁目參拾番地
發行所　監獄協會
東京市神田區鎌倉町七番地
印刷所　東京書院活版部

明治廿一年五月創刊